

平成23年12月9日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第3号

第4回定例会

平成23年12月9日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成23年12月9日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	慈恩寺観光について	(1) 国指定史跡について (2) その後の観光振興について	12番 木村 寿太郎	市長 教育委員長
11	市政全般について	(1) 市民参加のまちづくりについて (2) 市町村設置型合併浄化槽の課題について (3) 寒河江市振興計画実施計画(平成24年度～26年度)の課題について	16番 川越 孝男	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	人事政策（監査委員）について	市長の任命責任について	14番 佐藤良一	市長
13	行政一般について	行政改革について （1）法律や条例による各種審議会等の 全面公開と議会選出委員の廃止につ いて （2）入札制度の改革について （3）監査制度について	15番 内藤明	市長
14	合併浄化槽整備事業について	排水管整備計画のない地域について		市長
15	放射線対策について	安心できる放射能対策について （1）民間立の幼稚園、保育所等の放射 線測定の実施について （2）市民要請に基づく放射線の測定に ついて		市長
16	徴税策について	財政の基本は「歳入を図って、歳出を制 する」にあります。本市の徴税策につ いて、以下のとおり伺います。 （1）未・滞納者の現況について （2）それらへの対応策について	11番 荒木春吉	市長
17	教科書採択につ いて	来年度から新学習指導要領が始まりま す。採択する教科書は決まっていますが、以下のとおり伺います。 （1）採択会議開催数について （2）会議の詳細について		教育委員長

木村寿太郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号10番について、12番木村寿太郎議員。

〔12番 木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、新政クラブの一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、私の考えも含め
通告番号10番、慈恩寺観光についてをお伺いいたしますので、市長、教育委員長の答弁をよろしく
お願いいたします。

3.11の東日本大震災と原発事故は東北地方の観光地に深刻な打撃を与えております。マスコミ

の報道では東北3県、岩手、宮城、福島への観光客の入込数は、地域によって大分差がありますが、対前年度比で80から90%の減少は当たり前のような数字が発表になっております。観光業を営む方々にとりましては、はかり知れない損害をこうむっておるわけでございます。

本市の観光客数については、歴史的に見て数字資料が余りないわけで、平成元年がわずか39万9,200人でその後チェリーランドの開店、花咲かフェアの開催などにより平成18年の142万2,300人をピークに減少しており、平成22年度の92万7,000人までに落ち込んでおります。県の統計によりますと、他市と比べても残念ながら順位でいえば下位に低迷しているのが現状でございます。本年度、本市のメインであるさくらんぼは出荷状況、取り扱い量などは14%の増で豊作ではありましたが、単価的には4%の減であり、誘客状況も例年の55%であります。花咲かフェアの入場者数も、平成19年度の30万7,739名がピークで、本年度は例外かもしれませんが、約3分の1の11万2,402人であり、目玉である本市の2大イベントにとりましても厳しい今シーズンでありました。

今までは、「観光イコール遊び」という感覚が非常に強かったわけですが、今や観光はまちづくりの大きな柱であり、経済効果や雇用効果も十分見込まれるわけであります。例えば、製造業であれば、工場でつくり出したものを別の土地に持って行ってそれをセールスすることが可能であります。しかし、そこでしか見ることができない自然や風景、そこでしか食べ、味わうことができない食、そしてそこに住んでいらっしゃる人の心に触れるのが観光であります。そのためには、お客様にその地に動いていただかないと観光という産業自体が成立しないわけでもあります。観光に従事する方々が幾ら頑張ったとしても、お客様に来ていただかないことには自分たちのサービスや商品がすぐれていると思ってもそれを売ることができない産業でございます。

先日、県内の市議会議員の研修会がありました。そこで、その観光客を引きつける一端を伺うことができました。それは、富士宮焼きそばをB級グルメ日本一にした渡邊さんという創始者のお話を聞くことができました。もちろん、それにかかる情熱はひしひしと伝わってきましたが、ある一言が決定的に心に響きました。それは、「富士宮焼きそばが絶対おいしいんだと自信過剰になり、富士宮に来て食べてみればわかるという上から目線ではお客さんなんか来るはずがない」とおっしゃっていました。行ってみたい、食べてみたい、そして買ってみたいとさせるのが観光客を迎え入れる原点であるとおっしゃっていたのが大変印象的でした。

政府も、観光振興を少子高齢化時代の経済活性化の切り札として位置づけ、内外の観光交流人口の拡大を目指し平成20年10月に観光庁を設立し、デジタルジャパン1,000万人運動を目標に掲げましたが、800万人前後で低迷しているのが現状でございます。やはり、景気の低迷や観光に対する価値観の違い、いわゆる個人、小グループへの移行や本物志向になり大量生産・大量消費の時代もありましたが、今は多品種・少量生産になったということでもあります。

さて本年度、新第5次寒河江市振興計画実施計画が策定され、その中で今後5年間重点的に取り組む施策重点プロジェクト七つを設定し、その中で慈恩寺悠久の魅力向上プロジェクトもその一つに掲げられました。

慈恩寺は、今さら申しあげるまでもなく文化財の宝庫であり、国指定が7件あり、県・市を入れた指定文化財は66件に達して、慈恩寺という出羽の国の一地域にこれほどの文化財が集積しているのは古代から交通の要衝地として栄えてきた地域的な特性、そして中央権力と密接に結びついてきた歴史的な特性によるものと考えられます。

調査にいらしたある人のお話によると、太平洋側は陸奥の国平泉の中尊寺、日本海側は出羽の国慈恩寺、それくらいこの2カ所には文化的価値があると言っております。お話を伺い、今後大いに期待できるものと思っております。ただ、残念なことに昨年度の慈恩寺を訪れた観光客は16万400人という結果が出ております。

さて、新第5次寒河江市振興計画の重点目標としては、第1に本山慈恩寺との連携を密にしながら各種調査研究を進め、慈恩寺の国史跡指定に向けて取り組む、2番目に慈恩寺シンポジウムの継続的開催など慈恩寺の学術上の高い価値についての情報発信、3番目に観光案内機能をあわせた休憩施設の整備など、慈恩寺の魅力を堪能できる受け入れ態勢の充実、4番目に市民とともに慈恩寺地区の景観を策定し、歴史的、文化的景観の保全・形成へ取り組むなどがございます。まさしく、この時代にマッチした重点プロジェクトであり、敬意を表したいと思っております。

そしてこの計画を着実に推進していくためにその進捗を毎年市民に報告し説明責任を果たすとともに市民目線で評価をいただき、市政に参画していただくために町内会長、商工会などの各団体らと公募により地域、分野、世代、性別などのバランスを考え、市民100人評価委員を選出し、早速第1回目の委員会を10月18日に開催し、市民評価シートによる結果ができ、その成果を見せていただきました。結果を見ても市民は慈恩寺に対する期待度は非常に大きいものがあると感じました。特に、自由記述の項目では年代、性別、地域などによって格差は出ておりますが、御意見が46点にも及び関心の高さがあらわれております。

そこで、お伺いいたしますが、平成25年度までに文化庁へ国史跡指定を意見具申するわけですが、どんな組織や調査が必要でありどのような順序で進みどれくらいの期間がかかるのか、また、指定になったときにはどんなメリットとデメリットがあるのか。そして現状ではどのような整備と景観計画などが必要なのか、そしてその後の観光振興などにどのような成果が期待されるのかお聞きし、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

木村議員からは慈恩寺観光について御質問があったわけでありますけれども、慈恩寺観光につきましても慈恩寺の文化財を長く後世に伝え、また慈恩寺文化を観光資源として地域活性化を図るために新第5次振興計画の重点プロジェクトに掲げ、「悠久の魅力向上」をプロジェクトとして国の史跡指定受け入れ態勢の整備を推進していくことにしているわけであります。国史跡指定につきましては、具体的には教育委員会が進めているところでありますので、私からはその後の観光振興についてお答えをしたいと思います。

本山慈恩寺は、御案内のとおり奈良時代の聖武天皇勅命によって開祖されたと伝えられております古刹であります。境内には本堂、山門、薬師堂、三重塔が立ち並び、平安・鎌倉時代の仏像群が我が国の仏教美術の至宝として国の重要文化財に指定されているわけです。さらに毎年5月5日の一切経会に奉納される慈恩寺舞楽につきましても国指定重要無形文化財でございます。これらは、「文化財の宝庫・さがえ」を象徴するものでございます。本市を代表する歴史的文化遺産、そしてまた観光資源でございます。また、慈恩寺では慈恩寺舞楽奉納や除夜の鐘を初めとした行事が毎年とり行われ、県内外から多くの参拝客あるいは観光客が訪れる観光拠点でもあります。

慈恩寺の国史跡指定がなされるということになりますと観光地慈恩寺としての知名度が格段にアップをし、全国の方々から慈恩寺の歴史、文化、そのすばらしさに興味を持っていただいて、本市観光客の誘客促進に大きく寄与していくものと考えております。また、国史跡指定された慈恩寺効果により、西村山圏域はもとより村山圏域の広域観光の誘客にも大きく波及していくものと考えております。さらに文化遺産を生かした観光事業、観光振興事業など、国の補助事業の選択肢も広がってまいります。観光地としての受け入れ態勢整備への取り組みも促進されるものと考えているところであります。

これらの期待される効果を十分に活用していくためにも、慈恩寺に重点を置いた本市観光コースの充実、西村山広域観光コースへの重点的設定などについて地元並びに関係団体と連携し、これから鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。また、国史跡指定を見据えた受け入れ態勢の整備につきましても既に慈恩寺観光振興会、本山慈恩寺、醍醐地区町会長連合会と検討委員会の設置及び今後の進め方等についても打ち合わせを行っているところであります。事業の実施に向けて鋭意準備を進めているところでございます。今後におきましても国史跡指定に向けた取り組みと十分調整を図りながら地元の皆さんと一体となって慈恩寺の整備、そして観光振興に鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 木村議員。失礼しました。渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

木村議員からは、慈恩寺観光についてのお尋ねがありまして、私からは国指定の史跡についてお答え申しあげたいと思います。

初めに、国指定史跡に向けての意見具申に当たりどんな組織や調査が必要かという御質問、これにお答えを申しあげます。

国の史跡指定は当方からの意見具申を受けまして文部科学大臣が行います。大臣は国の文化審議会に諮問することになりますけれども、実際には審議会内部の文化財分科会第3専門調査会史跡委員会というところで行われることになります。意見具申に当たっては、その史跡委員会での調査・審議に必要な調査報告書というものの提出がまず求められます。このための史跡指定に当たっては、この報告書の作成こそが最も重要なポイントといえますか、ステップになるのではないかと考えております。このため、専門的調査組織としてさきに慈恩寺調査検討委員会というものを設立いたしました。メンバーには、慈恩寺について深く研究されている専門家、史跡・文化財を専門とする大学教授など5人の方をお願いしております。本年7月、文化庁の主任文化財調査官にも加わっていただきまして報告書作成に向けた第1回の調査検討委員会を開催したところであります。

次に、調査内容に関する御質問についてですが、これにつきましては慈恩寺史跡の文化財としての歴史上または学術上の価値を明らかにするという必要があります。そのため、史跡調査の基礎となる慈恩寺の詳細な地形図が求められております。このことに関しましてはただいま申しあげました調査検討委員会からも強い御指導がありますので、早急に作成すべく準備を進めているところであります。

それと並行いたしまして、具体的な調査として古文書、堂社、院や坊、仏像、石垣、墓地、屋敷

神、城館址、その他の遺構や慈恩寺修験など、慈恩寺が持つ史跡としての歴史的価値の全体像というものの把握を進めることとなります。

次に、どんな順序で進むのかということにお答えをいたします。意見具申書には指定対象地域の面積や現状、現在までの調査・保存の経緯、将来にわたる保護の計画など必要事項を記載し、これに先ほど来申しあげております調査報告書や地形図、地籍調書、地権者の同意書などを添付する必要があります。このため、ここまでの申しあげてきましたけれども、調査をまず総合的に取りまとめまして慈恩寺史跡の全貌を明らかにすることによって意見具申に必要な書類資料の整備を進めてまいりたいと考えているところであります。この中であって、最も重要なといえますか、難しいものに史跡の範囲対象住居の確定があります。それと、その範囲に伴います地権者の方の史跡指定についての同意をいただくという作業があります。これら一連の過程を経まして、大臣あて意見具申書を提出するという事に相なります。

次に、どのくらい時間がかかるのかという御質問についてですが、意見具申書の提出を平成25年度を目標にいたしております。これまでの慈恩寺の調査研究の成果と集積を生かしながら所要の調査を急ぎ、地権者を初めとする関係者の理解を得てぜひ目標を達成できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、指定になったときにはどんなメリットとデメリットがあるのかという御質問でございますが、次のようなメリットが期待されます。

これは、市長からも答弁にありましたところと重なるところがあるわけですが、まず慈恩寺の歴史的文化財としての価値がさらに高まり、歴史と伝統に培われた寒河江の文化といえますか、文化的特色がひとときわ輝きを増すこととなります。そのことを通じ、全国へ情報発信され、慈恩寺を中心に寒河江を訪れる観光客の増加につながるものと思われまます。

次に、歴史的文化財を長く継承する環境が整い建造物の修理、案内板や説明板の設置、ガイダンス施設など国の支援が受けられることとなります。また、文化遺産を史跡を活用した観光振興事業や地域活性化事業などさまざまな国の補助事業に取り組みやすくなり、慈恩寺及び本市の活性化につながるものと考えます。

その一方で、一部制約されるということがあります。史跡として現状を保存していく責務を負うということになりますので、市史跡指定区域内での建物の建てかえや樹木の伐採など現状を変更する場合には国に申請して許可を得るといった必要性が生じてまいります。

これらのことにつきましては、地域の皆さんにまずは国の史跡指定の意義をよく理解していただき、申し述べたメリットが十分生きるような取り組みを今後進めていくことが大事であると考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 第1問の答弁、ありがとうございました。

今、市長からも答弁ありましたように、史跡指定になった時点では西村山地域だけでなく村山地域全体にわたって活性化に結びつくのではないかと御答弁いただきまして、私も大いに期待しているものでございますけれども、先日議員に対して新第5次寒河江市振興計画の実施計画書の説明が行われました。その中で、重点プロジェクトに上がっているのに慈恩寺の観光振興を図るため

慈恩寺周辺の整備に100万円、慈恩寺地内の案内及び周辺観光を行う案内人を配置するために254万9,000円、しかも、平成24年度、25年度はゼロという査定にちょっと驚いているところがございますけれども、もちろん国指定に近づけば実施計画は全く変わってくるかとは思いますが、準備期間というのもあるような気がいたします。その辺についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺の観光振興を図るための受け入れ態勢の整備ということでございましたけれども、先ほども申しあげましたけれども、当然地元の関係者の皆様の御理解というものが前提になるわけでありまして。これまでに、先ほどの答弁でも申しあげましたが、本山慈恩寺、それから慈恩寺の観光振興会等、地元関係者と現在打ち合わせを進めているところであります。整備の方針というものについてはまだまとまっていない状況でありますので、平成24年度、25年度への実施計画への計上についてはまだ見合わせているという状況であります。さきの全員協議会でも御説明したとおりであります。そういったところで、方針が固まった時点で実施計画に計上していくということで鋭意努力をしているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 当然やはり、そういう整備の態勢が整ってきてから準備期間の中で考えたいという答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りますけれども、評価委員の中の御意見として、山寺や羽黒山にしてもあの参道と階段があるからこそその雰囲気を出しているのではないかという御意見もあります。私もサービス業をやっていた中で県外のお客さんと接する機会、たくさんありました。「慈恩寺は素晴らしいところですね」とまでは言ってくれるんですね。それで、平泉のようにもっと周りには人家などはなく、高い杉並木の参道を通り、まだまだ奥深いところにあるとまだまだ価値があるのではないかと行って、とにかく言われたんですが、ないものねだりをしてはこれは何ともなりません。

歴史的に価値がある慈恩寺の山門をもっと生かしてもよいのではないかと私は思っております。現在、上の駐車場にとめて山門の裏を通って観光客は入っております。それを山門の前から入ってもらっただけでもそのすばらしさというのをもっと理解してもらえれば価値が上がってくるんじゃないかという感じがしております。そして、下の活性化センターのある大駐車場から山門までの道のりは結構距離がありますが、真っすぐでございます。階段や鳥居や灯籠、そして石畳を敷いて景観づくりをすれば結構厳かな参道になり景観や趣も変わり山門の価値も上がってくるのではないかなど、私個人的には思っているんですけども。先ほども市長から御説明ありましたように、近づけばいろいろな形で計画も出てくるんでしょうが、この辺に対してどんなお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今の御質問については、地元との打ち合わせの中でも山門の裏側からの侵入、入るのを制限すべきではないかなどという御意見もあるわけでありましてけれども、下の大駐車場から参道の仁王堂坂、それから階段を上がって山門から参拝をしていただくというのが本来のルートではないかと思っているところであります。そういったルートを整備をしていく、あるいは周辺の景観

を整えていくということで御指摘の石畳、敷石でありますとか鳥居でありますとか灯籠というものについても鋭意整備をしていくということについては大変大きな課題であると思っているところであります。そういったところも含めて、地元の皆さんと鋭意協議を詰めてまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、御答弁のようにいろいろ課題は山積みしているわけですが、ただ国史跡指定を受けるまでは早くても四、五年はかかるんじゃないかなと私個人的に感じているんですけれども、その間だけでも県内外からの観光客を受け入れる態勢づくりはもちろん重要であります。ハード面では季節を考えた休憩所でもいいわけですが、売店の整備は急務であると思われま。ソフト面ではボランティアガイドなどももちろん必要ですが、その点などに関してどうお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 全体的な整備計画というのは一つあるわけですが、御指摘のとおり時間、国史跡指定に向けた取り組みの中での計画というものを進めていかなければなりませんけれども、毎年年中行事、先ほど申しあげました慈恩寺の行事もありますし、さくらんぼ、観光シーズンというものも毎年訪れるということでもありますので、そういう対応としまして臨時的な休憩所でありますとか売店などの設置というものも進めていく必要があると考えているところであります。そういった点についても、地元の皆さんといろいろ協議をしながら対応を進めていく必要があると考えているところであります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 全くそのとおりでございます、今は全然何もないという御指摘が結構聞こえるものですから、その辺も十分考えていただきたいと思ひます。

こんな時期になぜ今観光なのかと考えたときに、人の流れをつくり都市部に集中しがちな人・物・経済を地方で活性化できるのがやはり観光であると思っております。他の産業と徹底的に違うのは、その土地で生み出したサービスをほかの土地に持っていくことのできないのが観光であります。本市においても、そういうソフト面での観光客を温かく迎え入れようとするホスピタリー、いわゆるおもてなしの心でございますが、それは大変大事ではないかと思っております。

例えば、寒河江駅で慈恩寺へ行くにはどうやって行けばいいのか、歩いていけるのかとか車で行くのか、どんなところなのかと聞かれても果たして何人が説明できるのだろうか。そして、観光客が最初に利用する交通機関はタクシーがほとんどだと思います。そのタクシードライバーさんが慈恩寺に関してどれぐらい案内ができるのだろうかという疑問点もございます。そういうふうに史跡指定に近づけばそういうこともどんどん解消していかなくちゃならないと思いますが、そういうふうな市民こぞっての観光客を迎える態勢づくりというものに対して市長としてどのようにお考えなのかお伺いしたいんですが。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内かと思ひますけれども、今年度のふるさとCM大賞で寒河江の慈恩寺の観光CMが大賞をとられたということで大変うれしく思っているところであります。もちろん、県内向けの放送ではありますけれども、毎日1回慈恩寺のPRが流れるということでもありますから、そう

いった意味からすれば多くの観光客が訪れてくるという、過去の実績でそういうふうに言われているわけでありますので、そういった意味からすればもちろん観光に携わる方々はもちろんでありますけれども、多くの市民の皆さん一人一人が自分の地域、あるいは慈恩寺も含めてそれを見つめ直し、あるいは愛する、そしてそういったところからおもてなしの心というものをはぐくんでいくということが観光客の皆さんにも伝わっていくのではないかと考えておりますから、そういった面の市としての体制、支援体制、あるいは協力体制というものも広めていくということが、国史跡指定に向けたということだけではなくて進めていく必要があるんだろうと思います。そういうことが広域的な、広い意味での寒河江市の観光振興につながっていくんだと思っておりますので、努力をしてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今市長からも話がありましたように、先日行われました山形ふるさとCM大賞です。大賞を受賞したということで21回目でございますけれども、その中で大賞を得たということは私どもも、私どもでない、本市にとりましても大変活気ある観光客にも結びつくんじゃないかと私どもも期待しております。よろしくをお願いします。

それでは次に、教育委員長にお聞きいたしますけれども、市長からの答弁にありましたけれども、いろいろな形で史跡指定までにはいろいろな過程があるかと思えます。今の答弁にもありましたように平成25年度には具申するというごことでございますけれども、実際具申してから指定を受けるまでどれぐらいかかるのか、その辺まずお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 他市の事例を参考にということでお答えしたいと思いますけれども、約半年から1年。ちなみに他市の例というのを申しあげますと、最近の例で申しあげます。遊佐町では平成19年7月に1件具申いたしまして指定になりましたのは平成20年3月、ですからここは1年弱のようです。隣の大江町の場合ですけれども、平成20年1月に2件具申をいたしまして、平成21年2月に指定を受けている。ここでは1年とちょっとかかっているようでございます。そのようなことで、本市の場合ありましてもこの1年前後というものを想定しておるところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 私一つ間違えまして、訂正させていただきます。議長、申しわけございません。

先ほど、ふるさとCM大賞が21回目と私たしか申しあげたんですけれども、実際は12回目だそうでございますので、かわりました國井議員から指摘ありましたので、申しわけございません。訂正させていただきます。

今、教育委員長から御答弁いただいたとおりでございますけれども、審査会も年2回あるような話もお聞きしましたので、平成25年度に具申しまして早い史跡指定を受けられるよう私も希望したいと思えます。

それで、100人評価委員会の集計結果を見ても地元醍醐地区の盛り上がりがいま一つであるという御意見もたくさん出ました。それが一番大切なような気がします、地元の盛り上がりというのが。地元の協力がなければできない相談であります。話し合いや組織づくりなどはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま議員からおっしゃられますように、地元の理解と協力というものがこの国の史跡指定に当たっては最も大切なものと私どもも認識しております。そのためさまざま努力しているわけですが、この点に関しては実際携わっているといいですか、かかわっております教育長から答弁をいたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

議員御指摘のように、何を言っても地元の理解と協力が一番だということで、そういう思いを強く持ちながら私たちは仕事を進めているところです。

そのため教育委員会としては、昨年慈恩寺一山を初め地元の町会長などの役員の方々の事前協議を経て、本山慈恩寺代表者、それから慈恩寺区長、それから醍醐地区町内会長、醍醐地区公民館分館長、慈恩寺観光振興会会長、慈恩寺地区景観まちづくり協議会会長などから成る事業推進に当たる委員の受託を賛同を、受託を得まして昨年10月、本格的な地元の支援組織であります総数36名から成る慈恩寺国史跡指定推進委員会を立ち上げたところでありまして、その支援を得て進めているところでありまして。設立総会ではこれら地元の代表の方々に事業の内容を説明し、御理解と御協力をいただいたところでありまして、本年度もこれから推進委員会を開催する予定でありまして、引き続き御協力をお願いしてまいりたいと考えているところでありまして。

加えて、慈恩寺の歴史や文化財に対する理解を深めてもらうことがとても大事なことでおっしゃっています。まず慈恩寺の持つその歴史的な価値、文化財の価値について、理解を深めることから協力が強くなっていくんじゃないかな、理解と協力が強くなっていくんじゃないかなということを思っておりますので、醍醐地区の人々を対象にしてこれまで5回ほど慈恩寺の歴史や文化財をテーマにした学習会を開催してきたところでありまして。

今後は昨年から行われている調査、院坊調査、院と坊の文化財調査、それから慈恩寺修験調査、城館址調査などがありますけれども、それらの調査の成果についての調査報告会を地元慈恩寺の皆様だけでなく広く市民の皆様を対象にして実施していきたいと考えて、今計画を進めているところでありまして。

また、シンポジウムの開催、それから市報などによる慈恩寺の持つ歴史的な価値や魅力について情報提供を積極的に行いながら、地元慈恩寺地区の皆さんを初め多くの市民からの理解と協力を得てまいりたいと考えているところでありまして。

よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 今、教育長から大変いい御答弁いただきました。ということは、100人評価委員会ではまだ余り理解していないでこういう結果が出てきたのかなという感じもしていますし、慈恩寺国史跡指定推進委員会を立ち上げたというお話を聞いて安心しているところでございます。

同じく100人評価委員会の集計結果を見ても、ソフト面では若い人にもっと興味を持ってもらえるような計画を、それにもっと文化的な水準を底上げしていかなければならないのではないかと、まずは身近な歴史として小学生をもっと時間をとって慈恩寺に触れさせればいいのか、小中学校の授業で関連ある地域の歴史と文化について学ぶ機会をふやせば今後の慈恩寺にも興味を持つ

て接することができるのではないかなどと評価が多数あり、地元の小中学校として現在・将来もどのような形で授業に取り入れていくのか、そしてその成果などお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

100人評価委員会で議員御指摘のような意見があったことについては、私どもも承知しているところであります。未来の寒河江市を担う子供たちに、慈恩寺を初め自分たちの住んでいる地域の歴史や文化財について学習し、理解を深めていくことはとても大事なことでと考えているところであります。現在、多くの学校では主に社会科の時間とか総合的な学習の時間を活用して自分たちの地域の歴史を調べたり、それから地域に伝わる田植え踊りとか大黒舞などの文化財などの学習に取り組んでいるところであります。

特に、慈恩寺に関して申し上げますと地元醍醐小学校においては1年生から6年生まですべての学年で慈恩寺の地域を探検したり、慈恩寺を訪れたり、歴史を調べたり、それから慈恩寺の案内パンフレットを作成するなどの学習活動を展開しているようであります。また、醍醐小学校以外のその他の学校でも、慈恩寺を調べる学習、それから親子でサイクリングをして慈恩寺を訪れて写生大会をする、などという活動をしているところが何校か見受けられるようであります。

また、3年生と4年生の社会科の学習では自分たちの住んでいる身近な地域が学習内容になっているのでありまして、そのために教育委員会としては副読本という、そのための寒河江市を学ぶ教科書副読本を作成して、全員の子供たちがそれを所有し学習に使用しているところであります。来年度から使用する副読本の「私たちの寒河江市」というものを今編集中でありますけれども、その中で古くから残る建造物ということを学ぶ内容があります。その中に慈恩寺本堂、三重塔、仏像などを取り上げて学習することになっています。来年度からは寒河江市内の3年生か4年生、いずれかの学年で子供たち全員が慈恩寺について学習するようになってまいります。

このように子供のときから慈恩寺を初めとする寒河江市の歴史や文化財に触れることによって、地域の歴史や文化財に対する関心が高まって郷土に対する愛着や誇りを持てるようになってきているのではないかとということと、これからますますそうなるのではないかと考えているところであります。

よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

今、教育長のお話を聞きまして小中学校を含め慈恩寺に対する思いというものが強いのかなという感じもしますし、それを迎え入れる、いわゆる要するにホスピタリー、我々ももっともって関心を持って国史跡指定に十分向けていかなくちゃならないんじゃないかという感じを受けました。そして今まさに世界遺産、歴史ブームでございます。全くグッドタイミングであると思えますし、これから史跡指定を受けることによっていろいろな金銭的な援助も大分あるようでございますので、大いに寒河江市の観光を期待しながら私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号11番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 通告番号11番、市政全般について、通告している課題について順次質問いたしますので、市長の答弁を求めるものであります。

(1) 市民参加のまちづくりについて伺います。

去る10月12日、昨年に引き続き町会長連合会と市議会議員との意見交換会が開催されました。その中で町会長連合会長より、町会長は非常に多忙であることと町会長のなり手不足が共通の課題として提起されました。寒河江市町会長設置規則では、地区で推薦する町会長は自治会長でなければならないとの規定はないものの、多くの町会が自治会長である方を推薦されていることから、自治会組織である町会長の仕事と、寒河江市町会長設置規則に基づく町会長の職務の両方を果たさなければならない状況にあると思います。

そういう中で、町会によっては地域の業務が町会長に集中していることや市の事業、会議への参加要請が町会長に集中していることなども、多忙の要因になっているのではないかと思います。多忙を解消するにはその地区、町会の中で役割分担をすることだと思えます。また、報酬との絡みもあるかもしれませんが、市が事業や会議などの参加を町会長に限定しないで要請するなどの工夫で負担軽減を図ることができると思いますが、市長の見解を伺いたしたいと思います。

町会長のなり手不足については自治組織、地域コミュニティーの必要性、重要性がますます高まっている現在、地域づくりは一人一人の地域住民が担うという意識の醸成が必要であります。このことを地域に任せるだけでなく、地域と一体となって取り組むことが行政の大きな役割だと思います。人づくりです。1人の100歩より100人の一歩の理念を持って人づくりを進めるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

特に、町会長連合会長は当て職による任務が多く負担が大きくなっている現状を改善すべきだと思います。そのためにも、各種審議会委員などの選出基準について平成12年9月議会や同じく13年12月議会で一般質問などを通じて提言している平成11年4月に閣議決定された最長10年、兼職は四つを限度とする国の審議会などの運営に関する指針に基づき改めて検証すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、(2) 市町村設置型合併浄化槽の課題について伺います。

過般の議員懇談会に示された寒河江市浄化槽整備事業実施計画と、寒河江市浄化槽排水管整備計画の概要説明を受け、関係地区民が抱えている心配や疑問点を解消し、スムーズな事業推進を望む観点から3点についてお伺いいたします。

一つは浄化槽整備事業を進める上で重要なのが、浄化槽処理水の排水先の問題です。土地改良区管理の水路は用排水分離が基本であります。したがって、排水先が確保できない区域については排水管整備計画により整備を進め用排水分離を行うことになっており、排水管整備が終了しなければ浄化槽の設置ができないこととなります。それでは地区民の理解は得られません。平成24年から27年度の財政計画では各年度の事業規模が示されていますが、排水管の整備については前倒しを含め積極的に事業推進を図り、希望する時期に設置できるようにすべきと思いますが、市長の見解を伺

います。

二つには、排水管整備が予算の関係でどうしても翌年度にならざるを得ない場合の対応や、緊急に浄化槽整備が必要になった場合の対応はどうか。市民が整備を待たされるのではなく水路管理者からの放流先同意をもらえるようにすべきと思いますが、その見通しも含め見解を伺います。

三つには、現在使用している合併浄化槽の排水について、整備する浄化槽排水管への排水利用はできるのか。また、整備事業の目的からしても接続経費を市で負担しても積極的に切りかえるべき、切りかえを進めるべきと思いますが、これも含めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、(3)平成24年度から26年度までの寒河江市振興計画実施計画の課題について伺います。

3.11東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故による復興には国は莫大な財源が必要となり、その影響で今後地方財政は一段と厳しくなってくることを想定しなければなりません。実施計画は向こう3カ年ごとの事業計画が示されるが、大震災前に策定された新第5次振興計画の施策をすべて進めることや、市長の公約の全部を実現することは難しいと思います。そのことに、主眼を置いた市政運営でなく、現実を直視し、目先だけにこだわらず将来の健全財政をも展望した冷静な判断で市政運営をすることが重要だと思います。厳しい財政状況の中にあっても優先的に取り組まなければならない事業があり、実施計画に変更があってもしかるべきだと思います。

大震災を経て、安全・安心の観点からも市庁舎建設に向けた基金の積み立てはぜひ取り組まなければならない課題であります。財源が縮小しても、施設の維持管理費や社会保障費などの経常経費を大幅に削減することは難しいわけであります。投資事業を縮小するきり対応の方法はないと思います。どの事業を削るか、またどの事業を先送りするかを市民みんなで考えなければなりません。

その判断できる資料を当局は市民に示すべきであります。この対応いかんがその市長の政治、真の意味での政治的評価そのものだと思います。私は厳しい財政の中では整備がおくられても市民生活に直接影響を及ぼすことが少ない寒河江公園整備などは先送りし、市庁舎建設の積立金や市民生活に密接にかかわる前述の浄化槽排水管整備などは優先すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたしまして第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員からは、市民参加のまちづくり、それから市町村設置型の合併浄化槽、さらに実施計画の課題について3点大きく質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、寒河江市内には現在201の町会がありますけれども、その町会長さんに対しまして市といたしましては、一つには市行政事務の周知に関する事項、二つには地区住民と市の連絡調整に関する事項、三つには軽易な調査に関する事項、そして四つにはまちづくりに対する地区住民の意見等の反映に関する事項、そして五つにはその他市長が必要と認める事項とこういうことで、五つの職務を委嘱して処理していただいているわけであります。

町会長さんは業務が多忙を極めて、またなり手がいないという御指摘であります。確かに、行政事務全体として近年複雑多様化して増大しております。それに伴って、市が委嘱をしております町会長さんの業務が多くなっていると私も思っているところであります。

そうした声もあり、市が委嘱する業務について簡素化を図って見直しをする必要があるものについては見直しをしていかなければならないと考えているところであります。

御案内のとおり、町会は一定地域の住民の方が親睦を図り住みよい環境をつくっていくために住民の皆さんの総意に基づきつくられた組織であるわけであり、みずから決めた会則をもってその目的達成のために会議を行い、さまざまな行事をみずから取り決めて実行している住民の皆さんの任意の団体ということでございますので、市が「こうなさい」とか「こうあるべきだ」ということについてはいかがなものかと思っているわけであり、御指摘のとおり町会長のなり手がいないということでもありますれば、市から依頼する事務の合理化、簡素化はもちろんでありますけれども、議員おっしゃるように町会の中での役割分担も必要かと思っております。また、町会の組織あるいは行事、会議などについても簡素化、簡略化などについても一つの方法ではないかと思っているところであります。

市といたしましても、地域づくりは御指摘のとおり市民の皆さん一人一人が担っていくというものでありますので、そうした意識の醸成、そして人づくりというのは大変重要かと思っております。また、町会活動の重要性、効率的な運営などについてもあわせて広報活動を啓発活動を行いながら、またいろんな相談に今後乗っていきながら町会運営のバックアップについて一層努力をしてみたいと考えているところであります。

また、市の会議や行事などへの出席・参加要請についても御指摘がありましたけれども、町会長としての意見がどうしても必要な場合を除いて、今後できる限り町会長さんに限定しない要請をしていきたいと考えているところであります。

平成22年3月に策定をいたしました市行革指針前期アクションプランにおきましては、審議会等委員につきまして特定の市民に集中することを避けるために委員の負担解消と、広く人材を確保する観点から委員の多重兼任を抑制するというところでしてあります。また、町会長連合会に対しましては、さらに、既に会長に限定しない要請を行っているものもありますけれども、さらに進めてまいりたいと思っているところであります。

市といたしましては、今後とも町会の健全な運営を図るために町会長の負担軽減に十分意を用いてまいりたいと考えているところであります。

二つ目であります。市町村設置型合併浄化槽についてであります。

排水管整備につきましては、先日議員懇談会でお示しをいたしました寒河江市浄化槽排水管整備計画により優先度の高いところから整備してまいりたいと考えているところであります。まず、国道、県道、鉄道等の横断箇所の整備、次に浄化槽の申請により排水管の整備が必要になった区域の整備。3番目として浄化槽からの排水先がすべて用水路に接続されている区域の整備。4番目として排水管の整備延長が長く、整備に時間を要する区域の整備。以上のような優先度で整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、浄化槽の申請件数が多くなり排水管の整備の予算を超える場合についてはどうかという御質問でありますけれども、状況に応じ適宜補正予算を検討するなど、できる限り排水管の整備を進めていけるように努力してまいりたいと考えているところであります。

また、緊急に浄化槽整備が必要となった場合の対応ということでもありますけれども、県内の先進市町におきましては通常、申請から浄化槽引き渡しまでの期間は約2カ月程度かかっているようで

あります。本市におきましても、申請から浄化槽引き渡しまでは同程度の期間を要するものと考えているところでありますけれども、なるべく市民の皆さんから待っていただくことがないように期間を短縮できるような方策を検討してまいりたいと考えているところであります。

また、放流先同意の得られない箇所についての御質問がございましたが、排水管の整備が完了しないうちは浄化槽の設置を待っていただくを得ないということになるわけでありますので、排水管の整備を急ぐということが大事であります。また、暫定的に放流を認めていただけるように、引き続き水路管理者と協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

現在の対象区域内における排水処理形態は、合併浄化槽利用が約1,100世帯、単独浄化槽利用が約1,000世帯、くみ取りが約800世帯となっております。浄化槽整備事業のねらいについては改めて申しあげるまでもないかと思っておりますけれども、地域の自然環境保全及び生活環境の改善を図ることを目的としてくみ取りや単独浄化槽の利用から合併浄化槽への切りかえを促していく目的であります。したがって、排水管への放流につきましては合併浄化槽の排水に限り利用可能とまいりたいと考えているところであります。この場合の接続費用につきましては利用者の御負担となりますが、御理解を賜りたいと考えております。

三つ目、寒河江市振興計画実施計画についてであります。振興計画につきましては申しあげるまでもないことではありますけれども、基本構想と基本計画によって将来都市像の実現に向けて必要な施策の大綱と体系的な計画の方向と施策を示すものであります。基本計画に沿った具体的な事業として歳入の状況、市民の要望なども踏まえて毎年見直しを行いながら3年間の実施計画というものを策定しているわけであります。

御質問は実施計画を手直しする必要があるのではないかということでもございましたけれども、新第5次振興計画についてはアンケート調査さらには地域ワークショップなどを経過を経て市民の声を反映した計画としたものであります。さらに、振興計画に掲げました重点プロジェクトを初め、各事業について着実に進めていくというのが基本であると考えております。

しかしながら、実施計画において具体的な事業を計画する際には財源の状況、市民の要望、さらには御指摘のような社会情勢の変化なども踏まえながら毎年見直しを行う必要があることでもございます。財源が縮小する場合は事業の優先度を判断し、先送りや縮小を行わなければならないと考えているところであります。その判断材料といたしましては、一つにはやはり市民の行政ニーズというものが大変重要であります。そのため、議会での御議論、さらには地域座談会や市民100人評価委員会などを通して多くの市民の御意見を的確に反映していくことが必要だと考えているところであります。

今議会で行政報告を行いました平成24年度から26年度までの実施計画につきましては、例えば消防ポールの更新でありますとか避難所看板の設置、備蓄物資の拡充、衛星携帯電話の配置など防災に係る事業に財源を多く配分するとともに、保育所、それから市立病院、市庁舎などの公共施設の耐震化の前倒しを計画するなど、東日本大震災を踏まえて市民の要望の高い安心・安全で災害に強い地域づくりに重きを置いた計画としたところでもございます。議員御指摘のような庁舎建設基金積み立てでありますとか、浄化槽排水管の整備などにつきましても議会での御議論、さらには市民の皆さんの御意見、あわせて財政状況などを十分踏まえながら御質問にもありましたが短期的な視点、そして長期的な視点、両面から適切にかつ柔軟に対応していく必要があると考えているところであ

ります。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 1問目の答弁をいただきましたので、さらに深めるために質問を続けさせていただきたいと思っております。

市民参加のまちづくりの関係でありますけれども、今寒河江市でも多重兼任を避ける基準をつくって対応されているという話がありました。この多重兼任を避ける寒河江市の現在の基準はどういうものなのかを教えてくださいということと、先ほど申しました国の方の審議会等の運営に関する指針、この関係で最長10年、兼職は四つを上限となっているわけでありまして、10年を超える人は何人いらっしゃるのか。そして、最長の人は何年、これは前にも議論したんですが、市史編さん委員のような特殊な立場の人について10年ということをはめて交代というのはかえって問題があるんだろうということは議会の中でも議論なっていますので、そういう部分はもちろんいいわけでありまして、それから兼職四つを超える人が何人いらっしゃるのか。最大幾つの任務を担っているのか。この点お聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字もありますので、担当課長の方から答弁させていただきます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 市の方での多重兼任を避ける基準という御質問でしたが、特にきちんとした基準というのはまだ策定しておりません。ただやっておりますのは、各種審議会委員の単年度で終わるやつじゃなく常時設置するようになっているものでありますとか、数年間委員をお願いするようなものにつきまして、全体を取りまとめまして市内のLANでありますけれども、グループウェアの方に載せまして単年度での審議会の委員を選ぶときとか新たに改選のときに選任をするという場合に、これらを参考にしてできるだけ重複を避けるように各課の方をお願いをしているところであります。

それと、平成11年に国の方で閣議決定をいたしました審議会等の運営に関する指針についてでありますけれども、これは中央省庁の改変推進するために国の審議会等の整理合理化に関する基本的計画を定めた中で、その中に審議会等の運営に関する指針というものが出されておまして、議員おっしゃいますように最長10年、兼職四つというのが上限となっておりますけれども、国の場合には国民全体にかかわるような重要な内容について専門的な知見を有する方を特に委員をお願いしているということではないかなと思っております。市の場合には、専門的な知見ももちろんでありますけれども、それとあわせて広く市民の御意見を聞きたいという意味もありまして、どうしても各種団体から委員になっていただくということが多いと思っております。ですので、国が決定いたしました指針をそっくり市に当てはめるといのはなかなか難しいんじゃないかなと思っておりますが、アクションプランで示しましたようにできるだけ重複を避けるように可能な限り団体の長、団体から選出をしていただく場合でも長に限らないような工夫を考えていくべきではないかなと思っております。

例えば、一例を挙げますと今回の市民100人評価委員会でも町会長さんを各地区からお願いしておりますけれども、通常ですと連合会長さんということにしがちでありますけれども、それは各地区の方からお願いして推薦をしていただいたということにしております。また、各種団体からの委員

をお願いしますけれども、それにつきましても団体の方から検討していただきまして推薦をしていただいたということに取り組んでおります。

それと、継続して何年かということと、兼職四つ以上のという御質問ありましたが、年数についてはちょっとわかりませんが、昨年の段階では兼職が一番多いというのが11、兼職しているところがあります。そして、四つ以上兼職している審議会は10ありました。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 行革の中で市の多重兼任を避けるという方針を出していながら基準ないというふうなでは、やはり町会長さんらが多忙でという現象が現実的に起きるんだと思います。そして、1問でも申しあげましたけれども、過去に何回かにわたってこの問題は国の基準を出しながら、もちろん国も閣議決定する前は10年でなかったんです。8年で閣議の口頭了解事項という時点では8年だったんですけれども、閣議決定する段階では10年に2年延びている。これらもやはり参考にしながらやっていかないと一部の人に大変だという問題。極めて重要なコミュニティー組織の長を担う人がなり手不足だということでは非常にまずいわけでありますから、ぜひ十分検討して基準をつくっていただきたいということを申しあげておきます。

それから、やはり人づくりだと思いますので、もう1問目で申しあげ、市長の答弁もありましたので、ぜひそれが実効あるようにみんなで取り組んで、私どもも議員という立場でも一市民という立場でもやりますので、行政の極めて大きな役割だと、物をつくるだけでなく極めて重要なことだというような認識では一致をしていますので、実効あることを関心を持ちながら一緒に頑張っていきたいと思います。

それから、合併浄化槽の関係でありますけれども、一つはもう支障ないように努力するというのはわかりました。それぞれの路線で一番長い場所の延長は幾らになり、そのための排水管理設に係る工期というのはいかほどになるのかというのはお聞きしたいし、あわせてこれは私のところで申しあげますけれども、今私のところ谷沢の一本道でありますけれども、下の方から水道管の更新がやられてきています。そして上の方が残っているわけでありますけれども、もちろん来年度継続してやるわけでありますけれども、同じ場所に今回合併浄化槽の排水管が埋設されるわけです。そうすると、水道が深くて合併浄化槽のやつが上に入るわけですからこれ全くやり方、一問一答だけど、こいつとあわせてこの二つだけ聞きます。

○高橋勝文議長 一問一答です。佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一番長い排水路線は幾らかとその工期は幾らかということではありますが、清助新田の1,300メートル、工期は約5カ月ということであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほど申しあげました水道管更新と今回の合併浄化槽の排水管との施工の調整の関係、どのようになされるのかお聞かせをいただきたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 調整をして同時に施工を進めていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 合併浄化槽の排水管が一番長いところでも5カ月ということ、この期間からすると、水道の工事の関係からすると逆に同一になるところは水道の方の工期の方が長いのかなと思いますけれども、それは変わらないのかどうか。合併浄化槽の排水管の工期の中に入るくらいのものなのか。私は素人的な判断では水道の方が工期が長くなんのねがと、そうすると同じ区域はずっとおくれるという心配があって要望したときに設置ならないという危険性はないのかなという思いがあるんですが、1問目の答弁で市長はそいつないように努力するということでありますので、違いがどうなるのかだけ教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な施工に関することですので、担当課長の方からお答え申し上げます。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 谷沢地区の水道管老朽管の更新工事と排水管の工事が一緒になるということでございますが、工期につきましては水道管の整備の工期、約600メートルほどございますけれども、これで工期が4カ月ということでございます。ですから、その工期に合わせて施工なるということでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 わかりました。

それで、確認のためにお尋ねしますが、もちろん1問目の答弁で市長は支障ないように努力するということがあったので、問題ないのかなと思いますけれども、地域の人たちは秋の説明の際というか住民から合併浄化槽に切りかえることについてさまざまな課題、心配事出してくださいという話を聞く場が8月末から9月にかけてそれぞれの地域の公民館分館単位になされたわけでありましてけれども、その際にやはり平成24年度から合併浄化槽に切りかわると、公共下水道から。そうしたときに、今まで浄化槽入れて市道の側溝に流せたのがだめになるということはないんですねと。平成24年度に同じ地域で同じように合併浄化槽を、今回市の設置型のやつにしてもないんですねということ。あったときにないですという説明されているから、ただその後の計画を見ると排水管がならない限りはだめだということに計画はなっています。ただ、今市長からあったように、もし万が一そうなった場合でも同意をもらえるように努力してくださるということだから、私ども住民には心配ないと伝えていいわけですね。この部分、いやそう言っていないとか、後で議員の言ったことが違うということになると困りますので、念のためその部分だけは確認のためにお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては地域の方々に不便をかけさせることのないようにいろいろな施策を展開しておりますし、市町村型合併浄化槽の整備に関しても排水管の整備に関してもそういった努力を続けていくということで頑張ってもらいたいと思っておりますので御理解を賜りたいと。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それでは最後の方の実施計画の課題の関係についてお尋ねをしたいと思います。

新第5次振興計画、そしてまた市長の選挙戦での市民に向けての公約、これあります。そして、新第5次振興計画の中では重点プロジェクト、これをつくり、そして今年度から100人委員会で重点プロジェクトについても市民による評価がされるようになりました。大変いいことだと、私は昔からこのことを提起をしてきた立場からして、非常にいいことだと思うんですが、まだまだ反省す

べき点が、もっと中身を高めていかなければならない課題がいっぱいあるんだとは思いますがけれども、実際こういうふうになると、重点プロジェクト、掲げたものを達成率を高めたいというのは至極当たり前の人情としても理解をします。執行者としてはそのことをしていきたいということは、高めていきたい。達成率を高めていきたいというのはわかります。

しかし、その第5次振興計画がつくられた後、状況の変化というものが非常に大きいものがあるわけで、1問目でも申しあげましたけれども、3.11です。これは、財政的に地方財政は今後かなり、短期間でなくて長いスパンで厳しくなるであろうということを想定すべきだと思うんです。こういう変化がありました。

それから、庁舎の耐震の問題も、ずっとされていますけれども、正式に耐震工事をしなければならぬということになって、そして本来なら建てかえだったんだけれどもということで将来的な基金の積み立てのこともその中で明らかになりました。また、状況の変化の——先ほども申しあげたんですが、公共下水道から市町村設置型合併浄化槽の切りかえという問題があります。そして、今まででありますとその関係地区の人は、水路に、排水路に合併浄化槽の排水は流していたんだけれどもだめという事態が起きている。こういう状態があれば、やはり今100人委員会にかけても重点プロジェクトの評価なんですね。したがって、実施計画の中では前につくった重点プロジェクトだけでは抱え切れない、救済し切れない、把握し切れない新たな事業があるんだということなんですね。このことについては市長も見直しはやぶさかでないと言われているんですけども、極めてこの部分が重要だと思うんです。そして、これももちろん重点事業で市民の100人委員会の評価を毎年受ける形になるわけですから、やはりそれを上げていきたい。でも別なやつが乗ってきていない、そこに。こういうことがあるわけでありまして。

そして、同時に議会で私ずっと20年間いますけれども、議員からも新たな要望、新規のやつどんどん、こういう事業をやらなければならないのでは、こういう事業をやらなければならないのではないかという投資的な部分はどんどん出るわけでありましてけれども、それをするためには今の状況の中で何を削るかという、何の部分を後回しにするかという、こういうことと相まって初めて健全な寒河江市の財政、将来財政の健全財政というものがつくられると思うんです。

私はこの間ずっと言ってきましたけれども、こういう部分については後々大変になるから、その部分は逆に維持管理費やなんかずっとかかっていくんで見直した方がいいのではとの間ずっと言ってきましたということで、そういうことをやはり私どもが議員も市民も判断するためにはそういう資料を出していただきたい。そして出すことが本当の意味で執行部と市民と、あるいは議員と議会と一緒に政策づくりになるんだと私は思っています。したがって、そういう意味で、この間、中長期の財政計画の必要性を申しあげてきていますけれども、もちろんこれは入りの部分が、出の部分があつて財政計画になるわけでありましてけれども、入りの部分が定かでない中ではそれはできない。だとすれば、将来の需要見通しといいますか、大きい事業、これをやはり寒河江市ではこれから10年20年、こういうことをしていけないとならないというものを列挙しながら常に市民へも示し、その中で事業を選択をしていくという、3年のローリングの中でももちろん、やっっていくということが必要だと思うんです。そして今回、そういう立場で前からそれは必要だということを市長も答弁されておりましたし、そういう資料は私どもにも見せていただきますねということで、それは見せられるものは見せますということだったんですが、今回いただいたこれまでの実

施状況、今後の実施予定というものを、きょうここでは言いませんけれども、これだけでは不十分だと思うんです。改めて市長、これ見ていただいて、後で将来の私どもが健全財政あるいは健全な事業選択をしていく、その上での必要なデータになりますのでぜひこれも検証していただいて、必要なものは改めてつくっていただきたいと思いますが、このことについての市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、新第5次振興計画というものを第5次の振興計画を見直して策定をしていただいたわけでありまして、そういった中で具体的な事業の実施計画というものはもちろんその時々々の財政の状況あるいは社会の状況、それから市民の皆さんのいろいろなニーズの多様化、変化というものをとらえながらその事業の計画というものをつくらなければならないというのは御指摘のとおりであります。

そういった意味で、それがもう少し長期的なものができないのかというのはまず川越議員の持論であろうと思いますけれども、なかなかそういった計画とまではいかないまでも案というんですかね、いろんな声としては聞くところではありますけれども、それが成案、固まった案だとはなかなかいっていないというのが現状だろうと思います。そういったことを踏まえますとなかなか10年先、20年先にどういう新たな、ハードも含めた事業展開が予測されるかということもなかなか難しい。もちろん歳入、入りについても来年度のことすらなかなかわからないという状況の中で長期的な財政計画というのはなかなか立てにくいという状況にあります。ただ、予想されるあるいは想定される、そしていろんな声があるという事業と申しましょうか、プロジェクトと申しましょうか。それについてはある程度把握が、現時点ではできないわけではないということになるかと思えます。我々としてもできるだけ中長期的な視点に立って寒河江市の将来計画、それに伴う財政計画というものを立てていきたいと思っているわけでありまして、そういう状況も踏まえて今後なるだけ皆さんにも資料などもお示しをしながら議論を深めていただければと考えているところであります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時25分といたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。

○川越孝男議員 休憩前にも申しあげましたけれども、もちろん第5次振興計画、これは多くの市民の皆さんの声を結集してできた計画でありまして、それはすばらしいものだと受けとめています。しかし、その後の状況の変化があるわけでありまして、それに対応した見直しというのは当然あるということで、市長もそう申されました。

ところが、100人委員会での評価というものは、その第5次振興計画の重要プロジェクトをしていくという形になっていますから、その部分、現状の部分との評価やなんかができる、こういう工夫をしていただきたいと一つは思います。

それから、本当に状況、もちろん5年間あるわけでありまして、新第5次振興計画が策定されてから、その期間5年あるわけでありまして、5年の中で既に先ほど申しあげましたような状況の変

化あります。これからだってあるかもしれません。そうしたときに、その時点でどう、今のままでいいのかどうすべきかということをも市民が判断できる情報、データ、資料、それはやはり常に市長、行政当局が出す。そしてみんなで検討し合うという、寒河江市の作風をつくっていただきたい、ぜひそういうふうに議会とも一緒になってやっていただきたい。議会も今、議会基本条例をつくろうとしています。政策議論を大いにやろうということなんです。したがって、そのためにも基本になる部分でありますので、このことについて市長の見解を伺って今回の私の質問を終わりたいと思います。

お願いをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 答弁でも申しあげておるわけでありまして、新第5次振興計画の掲げましたそれぞれの施策、事業につきましてはそれぞれ着実に推進をしていく計画になっているわけでありまして。重点プロジェクトのみを推進していくということには考えていないわけでありまして。ただ、市民の皆さんにすべての事業について評価をしていただくとか、そのことになると現実的ではありませんので、その中から重点的に取り組んでいくということを知りやすく見えるような形でまとめたのが重点プロジェクトとなろうかと思っております。

そういった中でいろんな御意見をいただきながら見直しをしていくべきではないかという御質問でありますけれども、そのいろんな御意見の中に100人評価委員会の御意見もあるということでもありますし、また議会の御意見もあるということでもありますから、そういった御意見を踏まえながらよりよい100人委員会、そして具体的な実施計画も含めて事業展開を図れるように一層努力をしてまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

佐藤良一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号12番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

○佐藤良一議員 通告番号12番に対して質問いたします。

平成23年度9月議会において、議会選出の監査委員が会計決算に対し反対なされております。5月第3回議会で市長から監査委員の選任に対し同意を求めて提案されていますが、佐藤良一が質問したのに対し市長が答弁では「経験と力量からして適任」と答弁されています。しかしながら、監査委員は5会計の認定に反対されています。このことからして、市長の任命責任は重大ではないかと佐藤良一は思う次第であります。

地方自治法第196条では、市の監査委員は市長が議会の同意をとって人格高潔で市の財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関したすぐれた見識を有するなどのうちから、議員のうちから選任することになっております。地方自治法233条の第2項では、市長は決算並び定められた書類を監査委員の審査に付さなければならない、第3項で市長は第2項による監査委員の審査に付し

た決算を監査委員の意見書をつけて議会の認定に付さなければなりません。第4項でその意見書は監査委員の合議によるものと定めています。

9月定例会に平成22年度の寒河江市一般会計歳入歳出決算初め8特別会計歳入歳出決算並びに寒河江市立病院並びに水道事業会計の歳入歳出を含む11決算認定に付されました。決算認定の採決で議会選出の監査委員である議員が、一般会計決算と国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険の4特別会計決算の認定に反対されました。

寒河江市議会では、昨年9月定例議会より、議会だよりから各議案に対する議員個人ごとの賛否表が掲載されることになりました。ことし9月定例会からインターネット中継・録画配信されています。市民の関心も高く、議会選出の監査委員が適任との監査意見書を提出し議会の認定を求めながら自分が反対するものは問題だとの声が市民からよく聞かれます。また、10月21日の市議会の懇談会の場で同僚議員からも指摘がなされています。私が議員になってから初めての出来事でもあります。寒河江市議会始まって以来のことではないかと思えます。

もし、議会選出の監査委員が五つの会計決算に反対ならば、それらの意見書制作の過程で対処すべきでなかったかと思えます。両監査委員の合議で適正との意見書を出している以上許される行為ではないかと思えます。

議会選出の監査委員が12月7日に辞表を提出し、市長が辞職を許可したとの報道を、報告を昨日受けました。そこで、市長にお聞きします。

これまで、寒河江市では監査委員が決算認定に反対したという事実があったかどうかお尋ねします。現在、辞職しているというものの佐藤市長が選任した監査委員が5会計決算認定に反対されたことは事実をどのように受けとめているかです。市長のその気持ちをお聞きしたいわけであります。

今まで、寒河江市議会でも決算委員会におきまして、自分が議員になりましてから代表監査委員が病気で休んでいるとき自分の席から立って壇上で、後日決算委員会がありますと言った出来事がありました。それで自分がそれではおかしいんじゃないかと言って監査委員席に座るべきだと指摘してから、議選の監査委員も代表監査委員と並んだことを記憶に思います。あと、決算委員会で当局と議員が特別会計という文字が落ちたことを指摘されたときのことを元市長初め収入役、監査委員が陳謝したこともあります。やはりそのことは大変な問題だと私なりに認識しているわけであります。執行部においてもそのときは計算も合わなく、監査委員意見書差しかえ2回ほどやっても数字の違いがありました。そのほかに執行部におかれましては特別会計の特別の文字が落ちていたことがここに議場にいる川越議員から指摘されて大問題になったことが、私には強く感じる次第であります。

まして、このたびの決算認定に対して議選の監査委員は代表監査委員と適正でありますと言っているわけでありますけれども、5会計に反対なされたものが本当に同僚議員として忍びなく思う次第であります。これをただして議員も執行部もみずから襟を正さなければならぬと思っております。

以上で1問終わりますけれども、市長の気持ちはどのようにお考えになっているか、どうか御理解ある答弁をお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 佐藤議員からの御質問にお答えをしたいと思います。

これまで、議員から選任された監査委員が決算の認定で反対した事実はあるのかどうかということとであります。

私が就任してから過去2回あるわけでありまして、決算の認定はあるわけでありましてけれども、反対した事実はなかったと記憶しています。

それ以前の決算の認定についての採決については、議事録に頼らざるを得ないわけでありまして、議事録上は「挙手全員」、「挙手多数」と記載なっておりますので、議員個々人の賛否状況は確認できないとなっております。

御案内のように、議員のうちから選任する監査委員につきましては、御指摘のとおり地方自治法第196条において定められており、議長に内申をお願いし適任者を推挙いただき議会の同意を得て選任しているところであります。監査委員の業務については市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理などについて法令等に基づき適正に行われているかどうか、また、組織や行政運営が合理的かつ効率的に行われているかといった観点から、公正に独立した立場で監査を行うということであるわけでありまして、議会選出の監査委員におかれましても監査業務を適切に執行していただいたと認識をしているところであります。

佐藤議員からは、監査委員に選任した議員が決算認定の議案に対し反対した現実をどのように受けとめているかという御質問でありますけれども、上程された議案に対する議員としての賛否につきましては議員の職責に基づく行動でありますので、私が言及すべきことではないと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 では、お伺いいたします。

辞表提出前に本人から市長に釈明があったのかなかったのか、あったとすればどのようなやりとりが行われたのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員懇談会の後、議員からは議員懇談会で話された内容などについてお聞きをしたところとあります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 監査委員の今回の対応には監査委員や市議会の信頼を著しく失墜することがあって、監査委員として勘違いなど許されるものではないのかと思っておりますが、その市長の見解はどのようにお考えになっておりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私は、先ほども申しあげましたけれども、本会議場で議員としての行動について私から申しあげるべき立場にはないと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 では、地方自治法第197条の2項の監査委員が適しない非行に当たると定めてありますが、市長はその見解にしたってどのようにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 監査委員が職務上の義務違反でありますとか監査委員たるに適しない非行があるかどうかということについては、監査委員として実際の業務の執行に当たっては適切に業務を執行していただいていると理解をしております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 ではまた、地方自治法197条の2項監査委員に適していない行為に当たる行為とはどのようなことでしょうか、市長。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 法令上の解釈でありますので、担当、総務課長の方から御答弁申しあげます。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 地方自治法197条2項ということでございますけれども、監査委員に職務上の義務違反ということがございますけれども、監査委員の職務ということがございますけれども、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないということと、監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという職務上の責務があるとなっているところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 12月9日、きょう現在で議選の監査委員が空席であります。それに対して、後任の議選を選ぶまでにどのような対応をなされるのかどうかであります。このまま年を越してずっと行くのかどうかであります。そのお考えをお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、まだ年度途中でありますし、監査業務についても残ってあるわけです。滞りなく監査業務が執行できますように、議会の御協力をいただきながら後任の監査委員を早急に選任していくことが私の責務かと理解しております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 今回の件で市議会や市の監査委員の信頼を著しく失墜させたことは、同時に市長の任命責任が問われる重大な問題でありました。市議会においても、全員が厳しく受けとめ市民の信頼を取り戻すために懸命に対処しなければならないと佐藤良一は思っております。

今、寒河江市議会では基本条例や政治倫理の条例づくりが進められているところであります。監査委員自身からの、みずからの判断ではじめをつけたことは市民の評価に注視しなければならないと思います。

以上で質問終わりますが、市長の答弁ありましたらぜひお願い申しあげます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、佐藤議員御指摘のように結果的に議会選出の監査委員、辞職、辞任されることになったわけでありますので、選任したものと重く受けとめております。

以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 一応質問終わりますけれども、代表監査委員に通告しておりませんが、一生懸命頑張ってきたなと私なりに思います。1人になりましたけれども、後任が決まるまで一生懸命市政のため、市民のために、執行部のためにも名誉回復のためにぜひ頑張ってもらえればなと思います。答弁を求めたいと思います。もしありましたらよろしくお願い申しあげまして、私の質問

を終わります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番から15番までについて、15番内藤 明議員。

[15番 内藤 明議員 登壇]

○内藤 明議員 通告に従って一般質問を行いますので、市長には誠意を持って御答弁いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

最初に、法律や条例による各種審議会等の全面公開と議会選出委員の廃止についてお尋ねをいたします。

本市には、法律や条例に基づいて各種審議会や懇談会などが設置され政策課題等が検討をされております。私はそうした各種審議会、懇談会等を市民主体という視点で原則的に全面公開するとともに、執行機関と議会という二元代表制の本来の姿から、法律等で規定されているものを除いて議会からの選出委員は廃止すべきものと考えますが、市長の御見解を伺いたしたいと思います。

次に、入札制度の改革についてお尋ねいたします。

過日の新宮議員の一般質問の答弁にありましたように、本市における最近の入札結果は落札率が高どまり傾向にあつて入札制度の持つ本来の目的や機能が十分果たしているとはいいがたい状況にあると思われまます。こうした結果を市長はどのように受けとめておられるのかまずお伺いをいたします。また、なぜそうした高どまりの結果になるとお考えか、あわせて伺いたしたいと思います。さらに、その対応策についてもお考えがあれば御答弁お願いしたいと思います。

次に、監査制度についてお尋ねいたします。

監査委員制度は、かつて空出張や食糧費の不正支出などで全国的に非難され制度そのものが問われました。私はそうした批判や職員OB等の登用等の弊害指摘にかんがみ、議会や市長からの独立した行政機関としての外部監査の導入を説いた経緯がありますが、ここで改めて外部監査について現市長の御見解を伺いたしたいと思います。

また、私は監査制度の重要性からして充実すべきものと考えていますが、それと相反するかのよう最近財政支出の抑制を優先させてか、全国的に常勤監査委員を非常勤にする流れにあるようであります。既に県内13市においても代表監査委員を非常勤にしている自治体があると聞いていますが、私には非常勤で本来の監査ができるとは到底思えないのであります。本市の監査の実態と、非常勤の監査委員にしている自治体の監査がどのようになされているのか、その違い等についてお答えをいただきたいと思います。

続いて、合併浄化槽整備事業における排水管整備計画のない地域についてお尋ねいたします。先般、合併浄化槽の整備計画が示され、平塩地区、中郷地区の一部は既設の排水溝へ流すことで最上

堰土地改良区の了承を得ており、排水管の整備計画のない旨の説明がされました。

平塩地区の排水溝は御承知のように流れが悪く、夏場は悪臭や蚊などの発生原因となり以前から整備改修等の要望が出されていたのでありますが、前任者のもとで下水道が布設されれば二重投資になるとして長年見送りにされて、地区民は大変難儀をした経緯がございます。

そこで伺いますが、合併浄化槽で浄化処理された排水といえども、既設の排水溝には雨水等も入りますから、よどめば同じような現象が生じると考えられます。そうした地域においては同時並行して排水路の整備を急ぐ必要があると思われませんが、市長の御見解を承りたいと思います。

続いて、民間立の幼稚園、保育所等の放射線測定の実施についてお尋ねいたします。

本市においては小中学校や保育所、公園等の放射線測定を行ってホームページなどに掲載されておりますが、山形市などと比較をすると測定した地点では幸いにして低い数値を示しているようがあります。ところで、民間立の幼稚園や保育所等についても市立保育所と同様に放射線の測定を行ってほしいとする市民の声がありますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

次に、市民の要望に基づく放射線の測定についてお尋ねいたします。

去る6日、粉ミルクから放射性セシウムが検出されたとのニュースが報じられました。小さな子供を持つ家庭の皆さんは、低年齢ほど放射性物質の影響があるとされていることから放射線については大変敏感になっています。そうした皆さんの中に、学校給食や保育所等で出される給食の食材の放射線量を心配する声がありますので、その対応策を伺いたいと思います。

また、宅地などの民地については市民の要望に基づいて放射線測定器を貸し出すとのことですが、ホットスポットと言われるようなところで基準値に近い値が出た場合はどのように対処されるかお考えを伺って第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 内藤議員からは、行政改革、合併浄化槽事業、そして放射線対策ということで大きく3点について御質問いただきましたので順次お答えを申し上げたいと思います。

初めに、法律や条例による各種審議会等の全面公開と議会選出委員の廃止についての御質問でございます。

各種審議会等については、基本的な計画の策定時や特定の案件について広く意見を求めるためなど、それぞれの目的によって設置をしているところであります。本市におきましては公開・非公開を特に明記していないものが多くあるわけですが、振興審議会、行財政改革推進委員会及び教育委員会など会議に諮った上で公開している場合と民生委員推薦会、契約審査委員会及び障害児就学指導委員会などの情報公開条例の非公開情報を取り扱う場合には非公開としているところであります。

県内13市の状況を見てみますと、山形市、村山市及び長井市が審議会等の原則公開を実施しているようではありますが、御指摘のとおり開かれた市政運営のために寒河江市といたしましても各種審議会等につきましては可能な限り公開に努めてまいりたいと考えているところであります。なお、公開するに当たってはそれぞれの審議会等の中での話し合いを行い、その基準などについて十分検討していかなければならないと考えているところであります。

次に、議会選出委員の廃止について御質問いただきましたが、各種審議会等につきましてはそれ

ぞれの設置目的により構成内容は異なりますが、市民の各界・各層を代表する事業者や団体、学識経験者などの公益的な立場の委員を選任させていただく場合が多いところでもあります。また、近年におきましては広く市民から意見を求めるために例えば女性委員の登用でありますとか委員の公募などにも配慮してきたところでもあります。各種審議会等への議員の選出につきましては広く市民から意見を求めるという観点で、市民を代表する立場の議員からこれまで選出されてきたという経緯があるわけでもあります。しかしながら、全国的にこれを見ても議員が審議会等に参画していない市は全体の約48%という状況にあるようでもあります。県内13市におきましては、長井市が数年前からそのような申し合わせをしているようでもあります。議会選出委員につきましては、今後議会と十分協議を重ねていく必要があると考えているところでもあります。

いずれにいたしましても今後とも開かれた市民主体の市政を推進するため、より多くの市民の皆さんの声を反映できるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、入札制度の改革についてお答えを申し上げます。

さきに、新宮議員の一般質問に対しまして過去3年間の業種別の落札率をお答え申し上げたところでもありますけれども、個々の工事の落札率を見ても100%もしくは100%に近いものもあるわけでもあります。設計金額が250万円以上の建設工事全体の平均落札率を見ても、平成20年度で97.5%、平成21年度で95.7%、平成22年度で90.3%と年々低下している状況であります。一概に高どまりの状況にあるとは言えないのではないかと考えているところでもあります。平成22年度については、県内13市の中でも平均落札率は低い方から2番目に位置しているところでもあります。

落札率が年々低下しているその要因の一つは、御案内のとおり平成20年3月から導入いたしました条件つき一般競争入札であると考えております。この条件つき一般競争入札を導入するまでは指名競争入札が大半を占めていたわけでもあります。入札参加者が限定され、結果として入札価格が高どまりになる傾向があったと考えているところでもあります。入札制度は透明性の確保、公正な競争の促進を図ることが基本原則でありますので、現在導入している条件つき一般競争入札をさらに拡大する方向で検討していかなければならないと考えているところでもあります。

次に、監査制度についてお答え申し上げます。

まず、外部監査制度の導入について申し上げます。

外部監査制度は地方公共団体における監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、平成9年地方自治法の一部改正により監査委員が行う監査の内容の一部について、監査委員による監査を補完し外部の専門家が監査を行う制度として導入されたのは御案内のとおりであります。外部監査には包括外部監査契約による監査と個別外部監査契約による監査の2種類があるわけでもあります。いずれの監査につきましても、地方公共団体の長が議会の議決を経て外部の専門的な知識を有する弁護士あるいは公認会計士、税理士などの外部監査人と契約を締結することになるわけでもあります。包括外部監査契約による監査は都道府県、政令指定都市、中核市は義務づけられ、その他の市町村は条例により導入ができることとされております。監査の内容は包括外部監査人が特定の監査テーマを定めて行うことになるわけでもあります。また、個別外部監査契約による監査につきましては、あらかじめ条例で定め住民、議会、長から事務監査請求や住民監査請求などがあった場合監査委員にかえて個別外部監査人が行うことができる監査制度であります。

現在、外部監査契約による監査は、義務づけ対象団体以外で導入は進んでいない状況であります。

県内におきましても導入している市町村はございません。国においても、第29次地方制度調査会の答申において義務づけ対象団体の範囲を拡大するべきではないかとの指摘がある一方で、財政面等で過大な負担が生じるとの意見も出されております。すべての市町村への義務づけは引き続き検討を行うべきであるとしているところであります。

外部監査制度は監査に対する住民の信頼の向上、行政運営の公正の確保、透明性の向上、さらに監査機能の充実・強化においては有益な手法であると認識しているところでありますが、本市での導入に当たりましては国の制度改正や現在の本市の監査実施内容、さらには事務局体制、財政状況なども勘案しながら今後の研究課題であると考えているところであります。

次に、県内13市における常勤・非常勤監査委員の就任状況でありますけれども、常勤監査委員が就任している自治体は山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市と寒河江市の5市であります。残り8市については非常勤監査委員であります。

次に、常勤監査委員と非常勤の監査委員による監査内容の違いも御質問がありましたからお答えいたしますが、非常勤監査委員が選任されている自治体においては、聞くところによりますと監査委員の執務は監査当日のみがほとんどのようであります。当市の場合、常勤監査委員を選任しておりますので、監査業務に当たっては事前の予備監査において監査事務運営要項で定めている監査調書、簿冊などすべてに目を通し財務会計行為の合議性や計数等の確認、経済性、効率性の観点から掘り下げた内容の監査を実施しているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、合併浄化槽事業について排水管整備計画のない地域について御質問をいただきました。

寒河江市浄化槽排水管整備事業につきましては、寒河江市浄化槽整備事業を実施する上で用排分離がなされていない地域については、水路管理者からの放流先同意が得られないため放流先がなく事実上浄化槽の設置ができない状況にあるわけであります。こうした状況に対応し、処理水の放流先がない地域をなくすことによって対象地区民がひとしく浄化槽整備事業の恩恵を受けられることを目的に排水管整備を行おうとするものであります。

御質問の排水路については、最上堰の水質保全を図るために平塩集落内から流出する雑排水の受水路として農村総合整備モデル事業の農業集落排水施設整備により昭和60年度から平成3年度まで行われた事業であるわけであります。

現在この排水路の維持管理については、地元関係者が毎年排水路の泥上げや清掃等を行っていただいているわけであります。以前にも御指摘を受け、その状況についてはお聞きしているところでありますが、昨年寒河江市生活排水処理基本計画の見直しによりまして下水道処理区域から市町村設置型浄化槽処理区域に処理方法が変更になったことを受けまして、平塩地区の排水路を初め同じような状況の排水路の現状を十分把握しながら、改修の方向で鋭意検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、放射線対策であります。

御質問であります民間立の幼稚園、保育所等の放射線測定につきましては平成23年10月21日付の内閣府、文部科学省、環境省から出されました「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線より高い箇所への対応方針」及び文部科学省及び日本原子力研究開発機構から示された「放射線測定に関するガイドライン」に基づきまして11月17日から12月3日までに子供たちが多く集まる場所として、市内のすべての小中学校、民間立も含めた幼稚園、保育所等31施設について周辺より高い

放射線量が予測されるポイントとしてガイドラインで示された側溝や集水ます、樹木の根元付近など合計4,717カ所の放射線量の測定を実施したところであります。測定の結果につきましては、最も高い値で毎時0.24マイクロシーベルトと、すべての測定箇所において低い数字であります。周辺より放射線量の高い箇所、いわゆるホットスポットもないことが確認されたところであります。測定の結果につきましては、市のホームページで公開しているところでありますし、さらに市報でも公開することになっているところであります。

次に、給食食材等についての放射能確認などの対策についてお答え申し上げますが、県におきまして農林水産物の放射性物質検査を適宜行い安全性の確認を行っているところであります。他の県におきましても同様に検査を行っているところであります。現在、国内で流通している食品については基本的に安全性が確認されているものと判断してよいのではないかと考えております。

また、給食の食材等については可能な限り寒河江市さらには県産のものを調達することにしており、安全・安心な給食の提供に努めているところであります。

次に、民地における測定の結果、基準値に近いような値が出た場合の対応はどうかという御質問でありますけれども、貸し出した放射線測定器を返却していただく際に、返却届の用紙に測定箇所と最高測定値を記載していただくことになっております。測定の結果、1マイクロシーベルト以上の高い値が出た場合は市が使用している別の測定器で同一場所の放射線量を測定し、数字の確認を行うことになっております。先ほど申しあげました「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」及び「放射線測定に関するガイドライン」では、地表より1メートルの高さの空間放射線量が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所が発見された場合には文部科学省に連絡を行うとともに、側溝の泥の除去や水による洗浄などの簡易な除染を行うことが求められております。さらに、除染後に再測定を行い放射線量が低下しているかどうか確認することも求められているところであります。本市におきましては、国の方針及びガイドラインにそって除染等の対応をしていく考えであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 第1問にお答えをいただいたわけですが、さらに議論を深める上で第2問に入っていきたいと思っております。

各種審議会等への議員選出の廃止について……。

○高橋勝文議長 内藤議員、マイク上げてください。

○内藤 明議員 失礼。

各種審議会等への議員選出の廃止について改めてお伺いをしたいと思っておりますが、これは実を申し上げますと私も議会議員という立場にあっても一部といいますか、人によってはそれは議会としての自殺行為になるんじゃないかという話もあると思っております。そういう一面もないわけではありませんけれども、しかし議会と執行部が二元代表制のもとでの議論をするということが今問われていると思うわけですが、市長のこれから議会と協議をしていくということでもありますけれども、それはそれで結構な話ではありますが、これまでのもちろん経過がありますので、一概に即断とはいかないと思っておりますけれども、そうしたところについてはそのことも踏まえてこれから十分、何ていいますか、議会の基本条例等もありますし、つくっている段階でもありますし、そういったことも踏

まえてぜひ御検討をいただきたいと思っていますところであります。

それから、もちろんそれをする場合にはそうした今まで議会議員が臨んでおった審議会は、それは待ったなしに公開としていただかないとまたそれは困る部分があるわけですが、そうした部分も担保というわけではありませんが、ぜひ頭の中に置いて議論を進めていただきたいと思いますが、その点についてのお考えを再度いただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたが、長井市でそういう形で議会からの選出委員をなしにしているという状況もありますので、そうしたところの状況などもお聞きをしながらこれからいろいろ検討していく、また議会の方ともお話し合いをさせていただかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それから議員が執行機関に入るという点では審議会等ではありませんけれども、私かねてからこれはいかがなものかなとずっと思ってきた件があるんですが、議員の裁量権とは違うんじゃないのかなと思っていた件があるんです。というのは、御存じのように土地開発公社に議員とそれから、議員じゃないや、それはもちろん公拡法という法律に基づいて寒河江市に設置をされているわけでありますから、その中に定款に基づいて議員が入るとなっているんだらうと思いますが、議会側から、要するに理事側と監事側と分かれて出ている状況になるんですね。そうした意味において今の選挙制度の中で議員が選ばれてそうした執行側に入ることがふさわしいのかなと前から疑問に思っていたんですが、そうした役員について議会から入られるということについて、具体的な点になりましたが、市長はどのようにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今すぐどうのこうのというのはなかなか申しあげにくいんですが、これまでいろいろそういう形で議会の方からも議員の皆さんからも参画をいただいたというのは経過があるかと思いますが。そうした経過を踏まえながら必要性などについても我々の方で検討しながら、議会側ともお話し合いをさせていただくということになるかと思いますが。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうですね。今まで慣例的に慣行的になされてきた部分あると思いますが、やはり先ほど申しあげましたように、今ここで振り返って検討してみる、検証する時期なんじゃないかなと思っていますので、その点も含めて、もちろんそれは議会側の議論もしなくちゃならないと思いますが、ぜひしていただきたいなと思っていますところであります。

それから、入札制度の改革についてもお尋ねをいたしました。市長の御見解は私が高どまりにあるんじゃないかと指摘したのに対しまして一概にそうは言えないということでございました。部分的に見るとそう言われる点もあろうかと思いますが、全体的に見るとやはり私は高どまりだと思っています。その対応策としまして、一昨日もありましたが条件つき一般競争入札のところを拡大していくような方向で検討したいということであったと思いますが、それはそれで結構なんです。ただその条件をどこにどのようにつけるかという問題がありまして、例えば同じような同一市内であるとかあるいはそれを枠を取るとか考え方がありまして、そうした点ではどのようなお考えを持っていますか。現行の制度とあわせてお答えいただきたいと思っています。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 入札制度については見直しをしていくということでありまして、その見直しについてどういったところを見直しをしていく、要するに条件つき一般競争入札を拡大していくということになりますと、まだこれから検討しなければならないところでありまして、一つは今1,000万円以上というのを条件つき一般競争入札の1,000万円以上の規模についてということをしておりますから、決めたわけではありませんけれども、額についてさらに低くしていくということによって条件つきの一般競争入札の件数を拡大していくのも一つの方法かなと今思っているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それで、例えば今、市長が1,000万円以上の額を低くするとありましたが、そのお考えになっている枠より下の方の入札関係について議論しながらお尋ねをしたいと思いますが、一つには高どまりの傾向にある原因は建設会社等で、民間の建設会社等で既に同じようなソフトを持っておいて予定価格を算定し、入札に臨んでいるんじゃないかなと思われまして。だけど、私はそれだけではないんじゃないかなと思われまして。もう少し2次的な要因もあるんじゃないかなというように疑いを持っているわけでありまして、確証がありませんのでそれ以上申しあげません。

つまり、何を申しあげたいかといいますと、本当に競争原理が働いてそこで入札の予定価格を算定して一定の競争原理が働くということであればもう少し落札率が下がってもいいのではないかなと私の個人的な見解を持っておりますが、であるとするならば逆に最初から予定価格を公表したらいかげんでしょうか。私はそうすることによってもう少し下がるような気がしますが、市長はどういうふうにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市では事後に公表しているわけでありまして、自治体によっては事前に予定価格の公表をしている自治体もあったわけでありまして、実際やってみるとなかなかそういう、思うような効果が出てきていなかったというところもあって、またもとに、事後公表に戻したという例などもあるようでありまして、必ずしも事前に予定価格を公表することが落札率の低下につながっていくとはならないと、我々の方もいろんな事例からして認識をしているところであります、これからもいろんな検討をしていかなければならないと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうした経緯があるということでありまして、だとすれば先ほど言った市長が1,000万円以下のものについてももう少し低くしなくちゃならないんじゃないかという話でありましたが、そうした点についても競争原理を働かせるものとしまして、例えば今限定されている指名競争入札の場合の、例えば市内に本社があるとか本店があるとか一定の枠があると思っておりますけれども、そうしたものを外すとか、いや私は実は本音を申しあげますと市内の業者にぜひ、こうした時期でありますから仕事をとっていただきたいというのはあるんですが、やはり一定の競争原理を働かさないと市民の厳しい目があるわけですから、そういうことについても踏み込む必要があるんじゃないかなと思っております。あわせてそれから、ひところ話題になりました電子入札というのがありましたね。そういうものも検討する時期なんじゃないかなと思っております、あわせて御見解を伺えればと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員もいみじくもおっしゃいましたが、やはり我々としては市内の経済の活性化というものの一つの大きな課題でありますから、そういった中で活性化を図りながらも競争原理を高めていく方法、やはりいろいろ模索しているという状況であります。そういった中で、議員の御意見も十分検討していきたいと思いますが、電子入札についてもいろんな先進の自治体などでも近いところでもありますから、そこら辺の状況などについても調査をしながら今後研究をしていかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それから、不正はないと思っていますが、不正防止のために落札率が98%以上のところでは入札監視委員会などを設置しまして、検査といいますか、しているところなどありますので、そうした点についてもぜひ御検討いただきたいと思います。なお、それから私も低ければいいと言っているわけじゃありません。というのはきのうもお話がありましたように予定価格の6割を下回った場合に契約審査会で審査するということがありました。そうしたことによって低く抑えられて例えばそれが請け負った企業が下請に回してそこで働く人々が低賃金に抑え込まれるなんていうことはあってはならないと思っていますので、またそういうことがあっては困りますので、そういうふうに思っているわけではありませんから、誤解をしていただきたくないと思っていますが、そうした面では審査というのは下回った場合はあるわけですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 設計金額の60%を下回った入札というのは、ちょっとはっきりした件数は今記憶にございませんけれども、今年度も何件かございました。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 下回ったケースはあったとお伺いしましたが、そうしたときに下請業者とか事業者に賃金をカットしたりあるいはそうしたことのないようにということの伝達といいますか、そういうのはあるんですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 下回ったときは一応各企業の方から聞き取りを行うということにしてございます。もちろん余りにも低入札ということになりますと、今議員がおっしゃられたような従業員に対する賃金の不払いとかそういう問題も起きかねないということもございしますので、そういう面も含めて相対的にヒアリングを行って契約審査会で審査を行っているということでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 思ったより時間経過しておりますが、それでは監査制度についてもお尋ねをしたところではありますが、市長からも県内の実態等についてお話をいただいたところであります。

私は、言うなれば非常勤の監査で本当の本来の監査というのができるんだろかという心配があります。むしろ今の監査の状況に照らしてもう少し充実した方がいいと思っています。というのは監査委員もおいでになりますので、前から私申しあげていますが、行政監査であるとかあるいは今言ったような工事監査ですか、含めてそれから入札監査、監査委員会を設ける設けないは別にしまして検査、先ほどの入札審査会は設ける設けないは別にしまして、そういうところもぜひ鋭く監査をいただきたいと思っているわけでありまして、ただ業務の内容が非常に多くなると思いますので、

もちろん事務スタッフといたしますか、事務局体制の増強も必要だろうと思うところではありますが、行革に逆らうというわけではありませんけれども、そうしたところは市長どのようにお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 監査体制の充実ということについてはやはりそういった現在の、前にも申しあげましたけれども行政事務が多様化している、あるいは広範囲になっているということで大変御苦勞をおかけしていると思っております。そういった意味でその体制を充実強化していかなければならないとも思いますけれども、これは全体の組織体制の中での、どう位置づけるかどう取り組むかということですので、御指摘の点は御指摘の点として十分我々も意を用いながら体制づくりに検討してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、排水管整備計画のない地域についてお尋ねをしたわけですが、現地の内容については市長から十分御認識いただいていると今のお答えでわかりました。それはそれで結構なんですけど、ただこれからのことについてぜひ地元とそれから改良区、それから当局と三者でもう少し詰めていただきたいと思っております。というのは例えば、用水路に入る今の排水路があるわけですが、雨水に限っては差し支えないという了解が改良区からいただきますと、今の排水路は必要なくなるわけですから合併浄化槽ができればこの排水管整備を、それによって排水管整備をするということも可能なわけでありまして、お金がどちらがかかるかというのはそういう議論しているわけじゃないんですけれども、そうしたことも含めて三者でもう1回十分検討していただきたいと思っておりますので、市長の御見解を賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたけれども、改修する方向でいろいろ検討させていただくということでもありますけれども、当然のことながら土地改良区、地元の皆さんと十分協議をしながら最善の方法、コストなども見ながら最善、そして早い方法ということで十分検討していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

それでは、民間立の幼稚園、保育所の放射線測定の実態もお聞かせいただきました。ホームページも掲載するというところでありますが、それで1点だけお聞きしますが、民間立には認可と無認可といろいろありますけれども、すべて行ったと理解してよろしいんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお答えしましたけれども、すべての施設について実施をさせていただいたところあります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

次に、保育所等の食材に対する放射線量の問題についても御答弁をいただいたわけですが、県において安全性を確認しているということで可能な限り県産のものを使っているということだと思いますけれども、一昨日も遠藤議員からお話がありましたが、本市のような自治体でもそうした食品や水などの放射性物質を測定するような、少し精密な機器を私は1台ぐらいは持っておいてもいい

んじゃないのかなと思っています。

これから今まで降った雨などが浸透してダムに入る、こんなことで大変心配している専門家などもおりますので、加えて本市にある水を扱う企業では、既に毎日取引のある会社からそうした問い合わせがあるんだそうですね。水は大丈夫かということで。本市の水道事業所は公営企業体でありますから市民の命を守るという点からほかの器械で測定するという方法もあるんだらうと、委託してする方法もあるんだらうと思いますけれども、そういう点ではやはり1台ぐらい持っておいても決して悪くはないんだらうと思いますが、改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さきの一般質問でもお答え申しあげましたが、食品を検査する器械については空気の放射線量をする器械とは格段に値段的にも違う、1,500万円から2,000万円だとかこういうわけがあります。ですから、そういった意味では各自治体がそれぞれ持つということは非常に現実的ではありませんかなと思います。そういったところである程度広域的に取り組んでそういう器械を確保するなどということもあるというふうにも考えられるところでもありますので、他の自治体などとも話をしていくということも必要なのかなと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ、今市長の御答弁あったように他の自治体ともいろんな話をして、せめて西村山地方ぐらいには1台ぐらい持つような検討をしていただきたいものだと思います。

といいますのは、先ほど市長がいみじくも御答弁なさいました県産の野菜をという話がありましたね。県産品の食品をという話がありました。逆に言いますと私はそれでいいと思っているんですが、当面、産地の県産の食材を使つてと、それをどうのこうのというわけではありませんけれども、結局はそれは寒河江では要するに風評被害だと言いながら結局は山形県産しか買わない、こういう格好になりますと全体的に見ますとそれが大きな日本全体の風評被害といいますか、東北全体の風評被害になるのかなと思いますので、そうした器械があれば逐次県産のさくらんぼであるとか果物、そうした野菜なども含めて随時検査をしながら発信をしていくことができるわけですからぜひ検討をしていただきたいと思います。これは答弁要りません。ぜひ、西村山全体ぐらいで御検討していただきたいと思います

それから、貸し出した放射線の測定器によって高い値を示したところについては別の測定器ではかるということでありました。ガイドラインに沿って対応するということでありましたが、問題はこのガイドラインに沿いますと1マイクロシーベルト以上なんですよ。たしかそうでしょう。ですと、その間、0.5とか0.46とかそういう値を示したときには市長、いかがなさいますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当課長の方から、そういう対応策があるかどうかお答え申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 ガイドラインに沿つてと申しあげておりますので、基本的にはそれに沿つてと考えております。他市の例、例えば山形市などの例などでもその中間のところは特に何も対応していないようでありますので、そのガイドラインに沿つて周辺より1マイクロシーベルト高かった場合には簡易除染をしていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 幸いにして寒河江では最高、先ほど2.4とおっしゃいましたか、0.24ですね。ごめんなさい。そのぐらいであればという気持ちも私もあります。ところが、大分前に寒河江市のホットスポットというのが0.6、0.46か何かありましたね。ですからそうしたところがもしあるとすれば、基準値よりも低いわけでありますが、ぜひ市で対応するようにお願いをしておきたいなと思います。

それから最後に測定器を貸し出すと市報に載った途端、きのうは山形新聞で、山形市では放射線測定、訪問測定ということ出まして早速市民の皆さんから御連絡をいただきました。山形市は訪問測定するのに何で寒河江市ではないんだということですが、やはり考えてみますと私は最初はそれ仕方ないのかと思っておったんですが、貸し出しということで、しかし考えてみますと市役所になかなか都合で来れない人とか不便な人とかいるわけでありまして、隣の市あたりでそうやられますと、やはりそうせざるを得ないのかなと今私も思いますので、副市長わきで首振っていますけれども、市長、どうですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういみずから市役所に借りて来られなくても心配だというケースもあろうかと思しますので、そこは前向きに検討していきたいと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうですね。やはりケース・バイ・ケースでこれからどのぐらいの申し込みあるかわかりませんが、ぜひ棒をのんだような気持ちでなくて柔軟に対応していただくようお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号16番、17番について、11番荒木春吉議員。

〔11番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は通告番号16、17番について新清・公明クラブの一員として質問いたしますので、市長並びに教育委員会の御答弁よろしくお願いいたします。

まず、16番の徴税策について伺います。

11月に、新第5次寒河江市振興計画の実施計画説明会がありました。その実施計画が実を結ぶには財源確保が大切です。紙に書いた字が実のあるものになるには税源の裏づけがあればこそです。財政規律を保ちつつ民生安定と福祉向上を図るためには諸税の堅実な徴収が求められます。

憲法第26、30条には、国民の義務として納税と教育を受けさせる規定がされています。税金は取った取られる性格のものではなくみずから納めるものです。義務を果たしてこそその権利発生です。

今春の東日本大震災後、TPPや税と社会保障の一体改革等の議論が盛んです。年末に向けて消費増税の論議も次第に白熱してきます。しかし、被災地の復旧復興の予算をどこから引っ張り出してくるのでしょうか。熟議の自乗三乗が求められます。給付と負担の関係は永遠のテーマであります。実社会経済の目的は個人生産性の向上、適正な再配分と雇用確保の三つですが、徴収率向上こそが市民幸福度に直結します。本市税務課職員の皆さんには、アリとキリギリスを足したアリギリ

ス、ウサギとカメの合体した立派な耳が立っているカメとなって職務に精励していただきたいものです。北風と太陽の両方を駆使して本市民に体当たりしてください。

市財政の基本は「歳入を量って歳出を制する」にあります。本市の徴税策について以下の2点について伺います。

①未・滞納者の現況について

②それらへの対応策について

次に17番、教科書採択について質問いたします。

現在、沖縄県八重山地区の中学校公民教科書の採択をめぐる混乱が続いています。今夏8月に顕在化して以来、今月末の決着を目指しています。問題は教科書無償措置法と地方教育行政法の相矛盾する2法併存です。1963年施行の教科書無償措置法は広域採択が原則で、地方教育行政法は各市町村教委に採択権がありとするものです。沖縄の歴史と沖縄戦の教訓を肝に銘ずれば、おのずと口論などせずとも生徒にとってよき教科書とはの公論展開すれば自明のことと思います。

総務文教常委の管内視察をした高松小と白岩小、陵西中での先生方の公開研究会を拝見しても授業中の生徒たちの三種の神器は黒板、パソコン、教科書です。分厚い教科書、先生方の分厚いハート、ど迫力の板書文字、そして先生の大声量が加わればまさに鬼に金棒です。

教科書無償化のおかげで予算上の制約もあつてかますます薄くなりがちの教科書ですが、知恵、工夫、パワーで乗り越えるのみでしょう。市民幸福度の向上のために義務教育に全心血を傾注したいものです。

来春から新学習指導要領が始まります。採択する教科書は既に決まっていますが、以下の2点について伺います。

①教科書採択会議を開催数について

②会議の詳細について

これにて第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 荒木議員の御指摘のとおり、財政の要諦は「入るを量りて出ざるを制する」であります。私の方には徴税策について御質問がありましたので、お答え申し上げたいと思います。

市税等の収納率の向上につきましては、財源の安定確保はもちろんでありますが、税務行政に対する信頼性、公平性などの観点から極めて重要な課題であると認識しているところであります。市民の皆さんにとっての納税しやすい環境づくりに市としてもなお一層努力していかねばならないと考えております。

御質問の未・滞納者の現況についてでございますが、平成22年度の決算では市税の滞納件数については1,817件、繰越金額は3億3,770万円で前年度に比べ490万円の増加となっております。これは景気低迷による厳しい経済情勢が続き、企業の業績不振による収入の減少と東日本大震災が大きく影響したものと推察しているところであります。なお、平成22年度の市税の収納率につきましては92.81%であります。前年度と比較し0.49ポイントの減となっておりますが、県内13市の平均は91.15%であります。本市は上から2番目というところに位置しているところであります。

今年度は御案内のとおり震災の影響などで収納率の低下が懸念されるところでありますが、11月

時点での収納状況につきましては前年同期と比較いたしまして若干の増となっているところではありますが、引き続き収納率向上に努力してまいりたいと考えております。

次に、滞納者への対応策についてでございますが、市といたしましては次の3点に重点を置いて実施しているところであります。

一つは納税相談等の充実強化でございます。5月、9月、12月、3月の年4回日曜日を含んだ1週間を特別納税相談日と定めまして、平日は午後7時までと休日に納税相談を実施しているところでもあります。また、毎週月曜日には納税相談等の窓口時間の延長も行っております。さらに、ことし5月から納税相談員を2名配置をいたしまして、相談体制の充実を図っているところでございます。納税相談を受けた後も重要でありますので、継続して納付督促等を行いながら生活状況や担税力の調査を行うなど滞納者の納税勧奨に努めているところであります。

二つ目は、滞納整理の促進を図ることです。御案内のとおり、納期限後20日以内に督促状を送付しているわけでありまして、その後納税に至らない場合は、年4回の特別納税相談に合わせ催告書を送付し、納付、納税相談を促し滞納者の生活実態の把握等に努めているところであります。滞納整理においては滞納処分の執行停止の的確な運用と、悪質な滞納者に対しては差し押さえ等の毅然とした処分を行っているところであります。

三つ目は自主納付の推進であります。滞納者や分割納付者に対してこれまで実施してまいりました自宅への訪問徴収方法を見直し、みずからが来庁し対話による生活実態や収納状況に合わせた納付額を促すなど、納税意識の高揚を図り自主納付を推進しているところであります。もちろん高齢者などの交通手段のない方でありまして電話等で連絡がとれない方、また約束不履行の滞納者などについては訪問し徴収しているところであります。

今後の対策といたしましては、滞納額の増加を抑制していくためには新たに滞納者を発生させないようにしていくことが肝要であると考えております。そのためには督促状を発送しても反応のない方への催促など、初期段階での対応が求められるところであります。そのようなことから新規滞納者発生未然防止及び累積滞納者の抑止を図るために民間を活用した電話納付案内事業、コールセンターの導入を予定しているところであります。

そのほか、再三の催促にも応じない悪質な滞納者に対しましてはこれまで預貯金等を中心に財産の差し押さえを実施してまいりましたが、さらに踏み込んだ対策として自動車等の差し押さえをするタイヤロックの導入なども検討しているところであります。

税の収納につきましては一過性のものでなく継続して対処していかなければなりませんので、悪質な滞納者に対しましては毅然とした処分を行いながらもまた慎重を期すことも必要ではないかと考えているところであります。

今後とも納税相談及び自主納付を推進するとともに滞納者の実態調査を積極的に実施するなど税の公平性が損なわれることのないよう鋭意努力をし、収税の確保を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 荒木議員から教科書採択について、採択会議の回数と会議の詳細についてと

いう御質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

ただいまの議員からの質問の中にありましたように、教科書の採択に関しましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市町村教育委員会の事務として位置づけられております。一方、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、ここでは採択地区ごとに同一の教科書を採択することが定められております。この採択地区といいますのは、地理的、経済的、文化的条件を考慮して県の教育委員会が設定するものでありまして、現在県内では九つの採択地区が設けられております。本市、寒河江市につきましては西村山郡とともに一つの採択地区となっております。西村山1市4町教育委員会では、地区内で同一の教科書を採択するために「西村山地区教科用図書採択協議会」を設置いたしまして教科書の採択に当たっているところであります。この協議会の構成についてですが、1市4町各市町教育委員会の委員長と教育長、都合10名、これに保護者からの代表5名を加えた15名で構成しております。

前段が長くなりましたけれども、議員からお尋ねがありましたこの採択協議会の開催回数でありますけれども、今年度は来年度から使用される中学校用の教科書採択のために2回の会議を開催しております。

4月に文部科学省から検定済教科書が記載された目録が送付されます。5月に各発行者からそれぞれの見本本というものが送付されてまいります。協議会ではこれを受けまして、およそ2カ月の間にこれから申しあげます一連の手順によって採択の業務を行ったところでございます。

まず、1回目の会議におきましては採択の日程や方法についての協議を行います。また、専門的な見地から調査・研究を行うために教科ごとに研究部会を設け、地区内の中学校の先生方に研究員として委嘱お願いをしております。この研究部会では文部科学省の検定を経たすべての教科書についての調査・研究を行います。記載内容はもとより教材の選定や全体の構成といった編集の方針について、あるいはわかりやすい単元の構成や表記の仕方など実際に学習する際の配慮について、地区内の生徒に最も適した教科書を選定するという観点から特色や課題となる点を調査・研究し報告をまとめております。なお、この報告は各学校からの意見や図書館などで教科書を一般公開した際にいただいております意見をも踏まえたものとなっております。

2回目の会議ですけれども、こうして作成された報告書につきまして報告書をあらかじめ協議会の15名の委員に送付し、個々に検討を行った上で開催をいたしております。会議におきましては研究報告書をもとにした審議を行い、教科ごとに地区として同一の教科書を採択しているところであります。なお、先ほど申しあげましたようにまた議員から御指摘ありましたように、教科書の採択は各市町村教育委員会が執行する事務となっておりますので、最終的にはこの報告を受けた1市4町が教育委員会を開催し、最終的に採択の決定を行っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 詳細な答弁、どうもありがとうございました。

わからないことを聞きます。まず、徴税策についてですが、タイヤロックという話がありましたが、これはどういうことなんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自動車を差し押さえるための道具でありまして、車を移動できないようにタイヤを

ロックする金具みたいなものですね。

実はこのタイヤロックの導入というのは県内でも米沢、高畠、最上、西川などで導入しているということでもあります。聞くところによると大変な効果があると聞いております。

○高橋勝文議長 荒木議員。挙手をお願いします。

○荒木春吉議員 本市ではそれ行使したことあるんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答えしましたけれども、それを導入していきたいということで。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今のタイヤロックというのは多分太陽と北風でいえば多分北風の部分でありますから余り使いたくない手法であります、何ともならなかった場合はぜひ使っていただきたいと思っております。

次、コールセンター、これからやりますと言っていますが、その中身というか、詳しいことがあれば教えていただきたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 コールセンターというのは一言で言いますと、督促状などを送付をしても納税しない方へコールセンターですから電話によって催告するというもので、そういうセンターであります。先ほども申しあげましたけれども民間に委託する方向で考えているわけであります。

このコールセンターについては昨年市の議会の総務文教常任委員会で行政視察をされた際、大変効果があるというお話もいただいて、我々としても早速先進地として天童、それから石巻の方に視察をして同市での実施状況をお聞きをして効果があるというような結果であったところであります。どういうふうに効果があるかという、収納率の向上が実際石巻、天童でもあるというところであり、それから新規滞納者発生の未然防止さらには累積滞納の抑止が図られるような、言葉ではそういう効果があると認識をしているところであります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 さっきタイヤロックは北風と申しましたが、多分コールセンターは南風じゃない太陽の部分だと思っております。時間何時ごろまでやるのかわかりませんが、時間いっぱい使ってぜひ収納率というか徴収率をアップにつなげていただきたいなと思っております。

2日間の一般質問で全部いろんな意見が出ました、きょうも。副読本であるとか、財政健全化はどうでもいい。それぞれ金のかかることなんですね。予算の措置がないと全部実現しません。これは多分税務課が一番肝心かなめな部分を担っていると思うので皆さん何してくれかにしてくれと言いますが、銭の裏づけがないと実行できません。ぜひ、税務課の職員、担当する人いますね、6名だか8名だか、それはフレックスタイム制でも導入しても構いませんから、朝早く来たって別に仕事にならないわけですから、昼ごろ来て9時ごろまで頑張るとかそういうことを民間会社はやってますよね。そのぐらいの気構えを持ってもらわないと、我が市の財政もじり貧なわけですからぜひ税務課先頭に立って頑張ってもらって、市民幸せの向上のために、下支えのために頑張ってくださいと思っています。

次に、教科書採択についてです。2回、15名の委員でやりましたということですが、しゃべれる範囲でいいですが、各教科ごと大体何冊ぐらいから選んだのかなというのを教えていただければ。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 具体的な質問に、質問といいますか、内容に及びますので、教育長から答弁いたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。中学校の教科書は、教科書というか教科は9教科あります。国語、社会、数学とあるわけですが、その教科の中に、特に社会科なんかは地理的分野、歴史的分野、公民的分野と、それから音楽については一般と器楽とか、それから技術家庭については技術と家庭とかそれぞれ分かれていますので、それぞれの教科分野において教科書を発行している会社が数違いますので、最も多い数学、社会科の歴史的分野、公民的分野では7社が教科書を発行しています。それから、最も少ない教科としては音楽でありますけれども、これは2社から発行されています。この中から教科ごとに1社の教科書を選ぶわけでありまして。すべて合わせますと18の教科書を発行している会社がありますけれども、9教科で66種類の教科書が発行されている。その中から各教科、分野、それぞれ1社ずつ選ぶという仕組みになっております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 多分、2社から7社ぐらい、多分7社ぐらいなら選択しがいがあるだろうなと私も思います。中でも私申しましたが、沖縄で問題になっている二つの法律のかみ合わない部分、我が市では教育委員会で無償化を目指すという話でありましたが、安くするのはもちろん、安い教科書を使うのはいいんですが、無償化ですから、多分私は考えるに何でこんなに教科書薄くなったかといえば国が面倒見てくれるからですね。

今回、我が会派では会派視察で萩市に行ってきました。萩市は御存じのとおり明治維新を主導した思想をつくったところですね。難しい言葉で言うと吉田松陰が生まれたところです。その学校にというか、博物館で見学させてもらったところ、明治維新に関する副読本が1冊500円でしたけれども、20冊ぐらい準備してあるんです。これを小学校何年生だかわかりませんが、小学生用に字を大きくして読み聞かせではなくて小学生自身に音唱させるというか音読させるというか、そういうシステムなんです。私泊まったホテルに二、三冊ありましたので、きょうは忘れてきましたが、私も読んでみました。なかなか読み聞かせるなんてものではなくて自分たちで読むわけですから、これはいいものだと思います。吉田松陰というのは、あの人は30歳ぐらいで亡くなっています。下田と長崎で外国船に乗ろうとして失敗して獄に入れられます。その獄の中で入れた囚人に孟子の講読をした人なんですね。多分、明治維新の精神というのは彼が主導したんだべなと私は思っています。

先ほども人づくりという話があります。人づくりにはもちろん手間も暇も知恵も要ります。その中の一つとしてぜひ、先ほど副読本という話があって慈恩寺のもの用意してありますとありましたが、もっと慈恩寺以外にも寒河江市のよさというのは多分あると思うんです。それはもしも予算があるならばつくっていただいて、やっていただきたいと思っています。

私、最後に教育委員会15名でやっていますと言っていました、親御さんの考え、多分反映されているんだろうと思いますが、生徒さんですね。授業を受ける側の意向が反映されるような委員会の中身というかそういうのを考えていることはありませんか。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 実際使っている子供たちの、小学生中学生の子供たちの意見を取り入れるということは大事なことだと思いますが、現実的には新しく使う教科書の採択を決めるわけですので、子供たち全員に渡して読んでもらってというのは時間的に非常に難しいという点があります。ですから、実際指導に当たっている教員がそれを子供たちに使ったときにどうなのか、実際子供たちがそれを見たときにどうなのか、それから教員がそれを使ったときにどうなのかという観点も非常に大事にしながら研究をして教科書の報告書を出していただいているということもありますし、それから母親父親も含めてそれぞれ子供たちが小学校中学校に通っている子供たちの保護者として参加してもらって御意見をいただいているという、そういった観点から子供たちに合う教科書を選んでいくんでないかなと私は思っているところです。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最後に愚痴めいたことを言います。

きのう、開戦記念日に、全国紙の1面に寒河江市の高松小学校の私たちが見学したところがトップに載っていました。あの中で、教えた先生の固有名詞まで、年まで出ていましたが、私が感心したのは別な先生ですけれども、寒河江市は本当にすばらしい先生がいっぱいいます。名前挙げるとごしゃがれっぺから言いませんが、今回陵南中学校は県のサッカーの新人戦で優勝しました。ここ監督いないんですね。監督いなくても優勝した。女子のワールドカップでも最後はペナルティーキックで勝って優勝しましたが、陵南中もペナルティーキックで優勝したそうですが、ぜひ、二、三日間というかきょうの日経新聞も見ると、いろいろ公立小学校でも土曜日に授業しないと新指導要領をこなせない。やるかやらないかは別として、そういうところにも身を注いで、あとおれなんか保健体育の教科書が2冊から選んだ、そういうことではなくてもっとほかのスポーツが盛んになるよう、先生が一生懸命なれるような環境づくりに邁進していただければと思っています。何かあれば。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 ありがとうございます。

子供たちが今すごく活躍していますし、寒河江市内の学校に勤めている教員の皆さんも大変頑張っているのかなと私も思っているところです。今の議員の御指摘のように、私たちとしても子供たちの未来のために十分に能力を発揮できるような対策と先生方への指導と、一緒になって頑張っていきたいなと思っています。

ありがとうございます。

散 会 午後2時31分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。